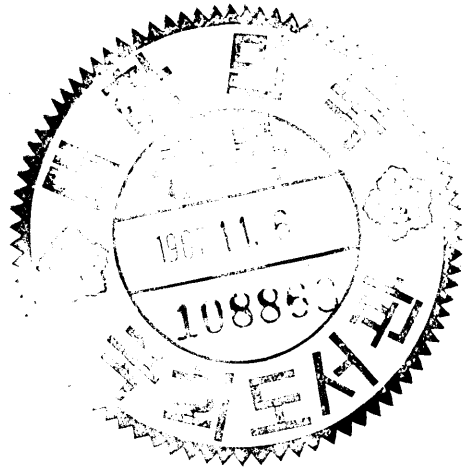


610.951
25382

MON03197050560

朝鮮總督府醫院二十年史



朝鮮總督府醫院は來る六月を以て京城帝國大學醫學部附屬醫院となり、朝鮮に於ける救療の中央機關は、朝鮮最高學府の教育及研究機關たらんとす。これ時勢進運の然からしむる所にして、我醫院の爲め大に慶祝すべき所なり。然れども顧みて我醫院過去二十年の歴史は救療施藥及公衆保健の機關として朝鮮統治の一分の使命を完ふしたるものとして永く之を傳へざるべからず。而して斯の如きは伊藤統監及歴代總督の下に在りて盡したる大韓醫院長、朝鮮總督府醫院長及職員の功績にして、記して之を後世に傳ふるは之を以て現醫院長の職に在る予の義務たるを信ず。

是に於て予は朝鮮總督府醫院二十年史の編纂を思ひ立ちぬ。然れども其歴史の廣汎なる月餘の時日を以て之を良くすべきに非ず。僅かに我醫院の年報に記載したる所と、醫院に關係ありし數氏に就きて得たる資料に據り、之を録して此一冊を成せり。元より杜撰の譏を免るる能はず。又歴代院長の事績を傳ふるに於て甚だ盡さざる所なるを恐る。匆卒の際幸に之を諒とせられんことを乞ふ。

昭和三年五月

朝鮮總督府醫院二十年史

目次

本院の沿革	一
廣濟院	一
大韓醫院	四
朝鮮總督府醫院	二
本院の歴史	一七
藤田醫院長時代	一七
芳賀醫院長時代	二六
志賀醫院長時代	三三
天災時變の救護	三九
研究及調査事項	四四
朝鮮總督府醫院の醫育事業	四六
醫學教育	四八

看護婦助産婦養成沿革	三
藥劑課の事務概要	九
事務及經理	七

대한민국 국회
도서관 장서



院醫府督總鮮朝



長院前賀芳



長院前田藤



長院賀志

朝鮮總督府醫院二十年史

本院の沿革

朝鮮總督府醫院は大韓醫院を繼承したるものなり。大韓醫院は光武十一年(明治四十年)伊藤總監の計圖に成り。地を馬堯山上に卜して建築を創め、時の内部大臣李址鎔院長を兼ねたり。隆熙二年(明治四十一年)男爵佐藤進博士を迎へて院長に任し、以て半島の醫事衛生の中央機關たらしめたり。翌隆熙三年(明治四十二年)二月佐藤院長辭任し、陸軍々醫總監菊地常三郎博士之に代はれり。明治四十三年八月日韓併合ありて朝鮮總督府開かるるや、大韓醫院は總督府醫院と改稱せられたり。

廣濟院

之より曩き韓國政府は光武三年(明治三十二年)四月勅令第十四號を以て醫院官制を發布し、廣濟院を設置したり。

韓國政府は官立醫院を設けて、民衆に對し醫藥救療の道を開きたるは韓國政府の社會施設として傳ふべきものなり。初め普濟院と稱し、後廣濟院と改めたり。病舎は

京城北部齋洞李鎬俊の邸宅を以て之に充て、内部衛生課長崔勳柱院長の職を視る後康洪大之に代はり其後更に典醫李峻奎院長に任せらる。

廣濟院は内部の直轄にして貧民の醫藥救療を行ひ、又傍ら賣藥業の取締、藥劑の検査、種痘の事務、獸畜の病毒検査を爲せり。光武四年廣濟院の定員を改正し種痘事務を廢し、別に漢城種痘司の官制を設けて、之を廣濟院に屬せしめたり。光武七年(明治三十六年)再び官制改正あり。各所療病所及監獄署を分番視務することゝなりしが光武九年(明治三十八年)更に官制を改めて當初の事務のみを取扱ふことゝなれりと云ふ。

光武九年二月二十六日勅令第十八號を以て改正せられたる廣濟院官制は左の如し。

第一條 廣濟院ハ内部直轄トシ漢城ニ設立シ人民ノ疾病ヲ救療シ種痘事務ヲ掌ル

第二條 廣濟院ニ左ノ職員ヲ置ク

長一人 衛生課長兼任○醫師十二人内奏任三人判任九人(内韓藥所四、洋藥所三、種痘所五人)
○製藥師二人判任○書記二人判任○技手二人判任

第三條 廣濟院長ハ内部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ一切院務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第四條 醫師ハ醫學卒業生ヨリ選任シ人民ノ疾病ヲ診察救療シ各種獸畜ノ病毒ヲ検査ス

種痘醫師ハ種痘事務ヲ擔任ス

第五條 製藥師ハ各種ノ藥品ヲ検査シ學生ヲ置キ製藥法及化藥法ヲ學習セシム

第六條 書記ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條 技手ハ上官ノ命ヲ承ケ痘苗製造ニ從事ス

第八條 治療施藥等一切ノ經費ハ公款ヨリ支出ス

第九條 各地方ニ特別ナル検査事項アルトキハ内部大臣ノ命令ヲ承ケ醫學卒業者ヲシテ臨時

委員トシテ派遣ス

第十條 臨時委員ノ旅費ハ國內旅費四等規程ニ依リ支給ス

第十一條 地方情況ニ依リ廣濟院支司ヲ各地方ニ置クコトヲ得

第十二條 奏任官ノ懲戒ハ内部大臣ガ經議上奏シ判任官ノ進退及懲戒ヲ專行ス

第十三條 廣濟院ニ關スル一切ノ細則ハ内部大臣之ヲ定ム

附 則

第十四條 本令ハ頒布ノ日ヨリ施行ス

第十五條 光武三年勅令第十四號廣濟院官制ト光武四年勅令第二十四號廣濟院官制改正件ト

同年勅令第二十五號漢城種痘司官制ト光武七年勅令第六號廣濟院官制中改正ハ之ヲ廢止ス

光武九年二月二十六日 御押 御璽 奉

勅議政府議政臨時署理 内部大臣 趙 秉 式

内部大臣 趙 秉 式

大韓醫院

光武十三年(明治四十年)三月勅令第九號を以て大韓醫院官制發布せられ、之を議政府に直隸せしむ。新たに地を馬蹏山上(蓮建洞舊二十八番地)に卜し、四萬九百餘坪を劃して病院の新築に着手せり。技師國枝博の設計に係る。實に今日見る所の總督府醫院本館是なり。院長は内務大臣一時之を兼攝せり。

隆熙元年(明治四十年)十二月勅令第七十三號を以て大韓醫院官制を改正し。翌隆熙二年に亘り、本館及東及西の第一、第二、第三號病棟の新築竣工し。統監伊藤侯は陸軍々醫總監醫學博士佐藤進を迎へて其院長に任し、我日本の醫學を韓國に扶植して大に醫藥救療の仁惠を施さんごせり。我總督府醫院の基礎は此時に成り、日新の醫術は鷄林の地に晁天を叫びたり。

佐藤男爵は大韓醫院長に就任し。吉本潤亮は衛生部長に、小山善は治療部長に、小竹武次は教育部長に、佐々木四方志は試験部長に任せられて其陣容成れり。茲に於て大韓醫院の開院式は盛大に舉行せられたり、其當時刊行したる、精美なる寫真帖に添へたる大韓醫院沿革誌は左の如し。

丙午新政以後統監伊藤太帥は常に韓國の衛生を顧念し、之が改善を圖らんか爲め

先づ京城に一大衛生機關を完成せんことを欲し。光武十年夏醫學博士男爵佐藤進を聘して之が創立を監督せしむ。博士請に應じて奮起し、小竹京城醫學教授、小山統監府技師、佐々木廣濟院醫長、吉本大韓赤十字病院主任、國分統監府書記官、國技度支部技師、及兒島藥學士を以て創立委員となし、自ら之が長となり。先づ廣濟院、京城醫學校及大韓赤十字病院を打して一團となし、一には以て箇々分立の弊を杜き、一には以て韓日本人の入りて之を整理擴張せしより、漸く進て大韓醫院、治療部及衛生部の基礎を成すに至れり。



馬登山。大韓醫院の敷地

國衛生の首腦機關を造出せんことを企圖せり。抑々廣濟院は光武三年の創立に係り、内部に屬し。漢洋の藥餌を集めて廣く民衆の病苦を救濟し、兼て痘苗を製造して全國に配賦し、以て種痘の普及を期圖せり。其經常費は年額一萬餘圓を算せしが、光武十年二月

京城醫學校は光武三年の創立に係り、學部に屬し、醫學生を教育し、光武十年迄に卒業者三十六名を出し、經常費は年額一萬餘圓を算へしが、大韓醫院に合して教育部と成れり。

大韓赤十字病院は光武九年の創立に係り、皇室より年々二萬四千圓を下賜せられ、貧民施療を行へり。合同後は治療部に入り、皇室慈仁の意を體して永く貧民施療を存續す。

以上三箇を併合して一大醫院を建設せんには、最もよく地の利を撰ばざるべからず。然るに城の内外好適の地に乏しかりしが、幸に含春苑南麓の地點を索め得たり。其位置稍々城の東北隅に偏するの嫌ありしも、地域高燥、樹木鬱蒼として、氣水の清秀なるは他に多く、其比を見ず。遂に此に起工することに決し、大韓醫院と命名せり。次て光武十一年三月大韓醫院官制を頒布し、内閣に直隸せしめ、院を分ちて三となせり。一に曰く衛生部。二に曰く治療部。三に曰く教育部是なり。

衛生部は傳染病の調査及豫防治療法の研究を掌り、兼て醫政の一部を補助し、治療部は疾病の救療を掌り、教育部は醫師、藥劑師等の教養を掌る。

初め光武十年八月起工式を擧げしより、約一ヶ年にして工事大半竣成せしを以て

隆熙元年十一月一齊移轉して合同の實を擧げ、始めて發展の途に上りたり。光武十一年七月日韓協約を改正せしに由り、日本人が韓國官吏となる事を得ると共に、隆熙二年一月内部には衛生局の新設あり。大韓醫院衛生部の職員中よりも入りて共に之を組織するに至り。大韓醫院は全く行政上の關係を絶ち得て、専ら韓國新醫學の學術的中樞となるに至り、更めて内部に屬せしむ。

現今治療部は内科、外科、眼科、産婦人科及耳鼻咽喉科の五部に分たれる。病室七棟、病床百餘を數ふ。醫育部(前の教育部)は年に公費學生二十名、私費學生若干名を入れ、學年を四年となす衛生試驗部(前の衛生部)は細菌検査所、化學分析所及痘苗製造所に分たれる。

沿革の概略以上の如し。其設備固とより未だ完全せると云ふにあらず。尙ほ多く改善すべき點ありと雖とも、爾來各部の業務は漸次に整頓し、大體の方針茲に定まる。今後の施措宜きを得ば、本院の發展は期して待つべきものあり。是れ當に韓國の利福のみに非ず、日韓兩國人民親和を媒介する一方便たらすんばあらざるなり。

大韓醫院官制

勅令第九號(光武十一年三月十三日官報)

第一條 大韓醫院ハ議政府ニ直隸シ漢城ニ設置シ衛生醫育治病ノ事ヲ掌シム

第二條 大韓醫院ニ左ノ職員ヲ置ク

院長一人 藥劑師九人 顧問一人 通譯官三人 醫員十七人 通譯官補五人 教官七人
事務員十人 技師三人

但シ事宜ニ隨ヒ醫員以下職員ハ増減スルヲ得

第三條 院長ハ内部大臣之ヲ兼ヌ

第四條 院長ハ顧問ト協議シテ院務ヲ整理ス

第五條 院長官房ニ於テハ重要文書ヲ處辨シ全院ノ庶務及會計ヲ總括ス

第六條 大韓醫院ハ左ノ三部ニ分ツ

一、治療部 二、教育部 三、衛生部

第七條 治療部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、疾病治療 二、貧民施療

第八條 教育部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、醫師養成 二、藥劑師養成 三、産婆及看護婦養成 四、教科書編纂

第九條 衛生部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一、醫師藥劑師及産婆ノ業務並ニ藥品賣藥取締ニ關スル調査 二、傳染病及地方病ノ豫防
種痘其他總テノ公衆衛生ニ關スル調査 三、檢徽檢疫及停船ニ關スル調査 四、衛生會及

地方病院ニ關スル調査

第十條 各部門ハ相互兼務スルコトヲ得

第十一條 地方情況ニ依リ大韓醫院支司ヲ置クコトヲ得

第十二條 當分ノ中本院職員中外國人ヲ招聘シ其事務ヲ代辦セシム

第十三條 大韓醫院ハ大韓國赤十字社ノ囑託ヲ受ケ該病院ニ屬スル一切ノ業務ヲ掌ル

第十四條 各部ノ細則ハ別ニ議政府令ニテ此レヲ定ム

附 則

第十五條 本令ハ光武十一年三月十一日ヨリ施行ス

第十六條 本令施行日ヨリ光武九年勅令第十八號廣濟院官制及光武九年勅令第七號醫學校官

制ハ廢止ス

光武十一年三月十日

御押 御璽 奉

勅 議政府 參政大臣 陸軍副將 勳一等 朴 齊 純

內部大臣 陸軍副將 勳一等 李 址 鎔

度支大臣 陸軍副將 勳一等 閔 泳 綺

大韓醫院の職員は左の如し。

院 長	佐 藤 進	同	村 上 龍 藏
副 院 長	高 階 經 本	同	鈴 木 謙 之 助
醫 官	佐 々 木 四 方 志	同	矢 野 兼 吉
醫 官	小 山 善	同	清 水 武 文
同	藤 井 虎 彦	技 師	田 中 武 文
同	多 々 見 五 郎	同	齊 藤 謙 次

院 長	同	同	同	助 手	醫 員	同	藥 劑 官	藥 局 長	同	同	教 官	教 授	同	教 官	醫 官	教 育 部 長	事 務 官
菊 地 常 三 郎	所 初 太 郎	安 中 明 太 郎	丹 羽 藤 之 助	細 川 亮 吉	崔 國 鉉	服 部 史 郎	木 村 龍 吉	板 垣 懋	劉 秉 珽	劉 世 煥	崔 奎 翼	ウイリアム、ペン トンスクラント ン	長 谷 川 勉 四 郎	久 保 武	小 竹 武 次	石 丸 言 知	
醫 官	同	同	通 譯	會 計 官	同	同	同	同	同	主 事	同	同	同	同	同	同	
森 安 連 吉	石 橋 義 雄	石 桓 義 雄	鬼 頭 錦 助	金 澈 周	一 家 新 吉	垣 內 鐵 太 郎	市 川 鶴 松	栗 原 繁 太 郎	岡 野 虎 太 郎	金 相 變	李 應 遠	劉 日 煥	康 大 植	皮 大 植	吉 尾 俊 學		

同	河野 衛	助手	古城 貞
同	宇野 功一	同	嶺 峻
同	鶴田 善重	同	神尾伊三治
同	本田平五郎	同	賀來 倉太
同	土橋 末雄	藥局長	兒島 高里

隆熙三年明治四十二年二月四日佐藤院長は辭任し、同年七月二十日陸軍々醫總監醫學博士菊地常三郎其後を繼ぎて院長に任せられ、院務益々擴張せり。翌隆熙四年八月二十七日菊地院長は病を以て辭したり。

隆熙三年一月より韓國皇室は、施療費として毎月金一千圓つゝを大韓醫院に下賜して民衆の病苦を救助せられる。此下賜金は明治四十四年一月にて終り、爾後朝鮮府醫院には施療費を豫算に計上するに至れり。

朝鮮總督府醫院

明治四十三年隆熙四年八月二十九日日韓併合せられて、行政組織一新す。九月勅令第三六六號を以て醫院官制發布せられ、大韓病院の全部を擧げて總督府醫院と改稱す。醫學講習所を之に附屬せしめて鮮人醫師及產婆看護婦の養成を行ふ。十月一日訓令第一六

號を以て醫院事務分掌を定め、内、外、眼、産婦人、小兒皮膚、耳鼻の七科、及庶務課、藥劑課を置き、院長以下各職員の任命ありたり。

當時の官制(明治四十三年九月勅令第三六八號)に依るに院長を勅任とし、醫官九人奏任(内二人を勅任と爲すことを得)、教官一人、事務官一人、藥劑官一人、皆奏任とす。醫員は奏任又は判任とし、書記、教員、調劑手、助手、通譯生二十四人を判任とせり。

明治四十三年十月一日陸軍々醫總監藤田嗣章院長に任せらる。此時に當り醫院は漸く狹隘を感じ擴張増築を圖らんとす。明治四十四年十月李王家より永禧殿敷地全部、約四千坪の交付を受けたり。是に於て醫院の建坪一、九九四坪を増築して本館病室四棟、別病室三棟、分病室三棟、看護婦寄宿舎一棟、及本館兩側の増築等八九四坪を加へて、合計二、八九二坪の宏大なる建築となり。馬凳山頭一大美觀を呈するに至れり。

醫院内の診療は、内、外、眼、耳鼻咽喉、婦人、小兒科に、更に皮膚、齒科を加へて八科と爲し、各科に副科長、醫員、助手、看護婦の數を増員せり。又病室擴張に伴ひ分娩室、細菌室、培養基室、手術室、臨床講義室、電氣治療室、X光線室、寫眞室等を設けたり。後庭綠樹鬱蒼せる幽邃閑雅の回春園内には三棟の病室を建設して、産婦妊婦、一般恢復期患者を收容す。所謂「サナトニリズム」式に倣ふ。朝鮮貴族の患者は此病棟を希望するもの少なからず。

永禧殿は李王家の宗廟として尊崇せられたるものなり。其後庭樹木鬱蒼たる處を含春園と稱せり。傳へ謂ふ李朝には牛酒松三禁は載在法典なりと云ふ。牛を殺し、酒を飲み、松を切るは宗廟の地に於て嚴禁せられたる處なり。

含春園内の樹木挺々たるは所謂あるなり。此地を大韓醫院の敷地とせるは、時の漢城府尹張憲植與つて力ありたりと云ふ。寺内總督は回春院と名命して其扁額今尙存す。

大正元年十一月東側五號病室竣り。翌二年四月濟生院官制改正の結果精神病科を本院に移管し、東八號病室を新築せり。



大韓醫院

大正三年七月二十四日陸軍々醫總監藤田嗣章院長を辭し、陸軍々醫監醫學博士芳賀榮次郎之を繼きたり。

大正五年四月勅令第一一九號を以て醫院官制改正せられ、傳染病及地方病研究課を新設したり。朝鮮に於て地方病及傳染病の研究は極めて重要な問題

にして、醫療機關と研究調査機關と相待て共に進むべきは言を俟たず。此年九月「コレラ」豫防流行し、仁川、釜山等を始め、各地其侵害を蒙りたり。研究課に於ては晝夜兼行「コレラ」

注射液の製造に従事し、大に防疫事業を助けたり。

官制改正に伴ひ、附屬醫學講習所は廢せられたるを以て、醫師養成は京城醫學專門學校の所管に移し、助産婦及看護婦の養成は本院に醫育課を設けて之に當り、醫官久慈直太郎醫育課長に任せらる。

本院入院患者の賄は從來請負とせしが、九月其制を改めて醫院直營とし、諸種の弊を除き、患者食物の品質及營養價を高むるに務めたり。

大正六年各科の患者漸く多きを加へたるを以て、内科を第一第二の二科に分ち、各科長を任命し、又外科に整形外科を増設せり。

大正九年四月醫育課を廢し、新たに助産婦及看護婦養成所を置き、之に主事を置く。庶務課及藥劑課には各課長を置きたり。

大正九年九月各科の患者漸く多きを加へたるを以て、内科を第一第二の二科に分ちたり。

大正九年十月院長芳賀榮次郎辭任し、醫學博士志賀潔就任せり。此月傳染病地方病研究科の新築竣成し、之を總督府附屬研究室と爲し、地方病研究室、病理室、細菌室、化學室、生理室の各室を設け、理學博士技師小林晴治郎其主任たり。十一月醫育課を看護婦及助産婦

養成所と改稱し、淵上長利其主事を命せらる。

大正十年五月前年増築を計畫せる東二及六の病棟延長竣成す。而して同年度に於て本院の計營は頗る困難の時期に遭遇し、財界は俄然として凋落の衰運に向ひたり。是に於て大に支出の緊縮を圖り、會計事務分擔の改廢を行ひ、銳意醫院經營の發展を計畫して、漸く成績を擧ぐるを得たり。

大正十一年腐朽用に堪へざる分九病室朝鮮式温突建築を取毀ちて、煉瓦造二階建病棟を建築す。是に於て施療部病室は全く面目を一新するを得たり。此年水野前政務統監の寄附に係る看護婦娛樂室竣成す。

大正九年以來繼續事業として計畫せられたる本院の擴張案を變更して、新築に着手せる普通外來診察所は大正十三年三月に至りて竣成す。總二階煉瓦造にして延坪數約千坪に達す。輪換の美と、構造の便と相俟て共に誇るに足るものあり。又看護婦生徒第三期生三人を受付係に配置して、外來患者の受付、案内等を爲し、患者の便利を圖る。又入院患者に對しては第一第二學期生徒をして朝夕二回約一時間つゝの慰問實習を行はしむ。

大正十三年五月京城帝國大學豫科は開始せられ、大正十五年度には大學を開設せざる

べからず。醫學部は之に順應して設計せられ、總督府醫院は其附屬醫院として設備の完成を期せんとす。即ち從來の醫藥救療の機關は教育及研究の機關に改むるを要す。依て醫學部基礎教室の完成に伴ひ、第二次計畫として總督府醫院改築の案を立て、從來の増築年度割繼續計畫の未だ着手せざるものは之を廢し、更に其計畫を新たにするの止むを得ざるに至れり。

大正十四年七月十八日漢江未曾有の出水あり。龍山悉く浸水す。總督府醫院より救護班を急派して救療に従事す。

大正十五年十二月二十五日 天皇陛下崩御せらる。志賀院長御大葬に參列仰付けらる。昭和二年四月精神病棟の一部新築成りて之に移轉す。

昭和三年四月十八日京城帝國大學醫學部官制改まり。總督府醫院長兼京城帝國大學醫學部教授志賀潔は京城帝國大學醫學部教授專任となり、總督府醫院長事務取扱を命ぜらる。五月末日京城帝國大學醫學部官制は三たび改まり。朝鮮總督府醫院官制は廢止せられ、朝鮮總督府醫院は京城帝國大學醫學部附屬醫院となり。同大學教授醫學博士早野龍三は附屬醫院長に任命せられたり。

本院の歴史

藤田醫院長時代

明治四十三年八月二十九日日韓併合條約公布せられて、朝鮮總督府の組織成つた。舊大韓醫院を繼承したる朝鮮總督府醫院の官制は九月三十日發布せられて、朝鮮に於ける醫療中樞機關設定せられた。翌十月一日陸軍々醫監從四位勳二等功三級藤田嗣章は院長に任せられた。

之より曩き明治三十九年藤田軍醫監は韓國駐劄軍軍醫部長となりて赴任せられ。同四十年十月統監府より京城防疫本部副總長を命せられ。次て統監府醫務顧問を囑託せられた。

明治四十一年佐藤男爵が大韓醫院長となるや藤田軍醫監は副院長事務を囑託せられ。同年十月其囑託を解かる。明治四十年韓國暴徒鎮壓の功に依りて賞せられた。明治四十三年七月統監府衛生事務を囑託せられ、同九月菊地軍醫總監大韓醫院長を辭するや藤田軍醫監は大韓醫院長事務を囑託せられ。翌十月朝鮮總督府醫院長に任せられたのである。

朝鮮總督府醫院官制(明治四十三年九月勅令第三百六十八號)

第一條 朝鮮總督府醫院ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ疾病診療ニ關スルコトヲ掌ル

第二條 醫院ニ附屬醫學講習所ヲ置キ醫師產婆及看護婦ノ養成ニ關スルコトヲ掌ル

第三條 醫院ニ左ノ職員ヲ置ク

院長勅任

醫官專任九人奏任

教官專任一人奏任

事務官專任一人奏任

藥劑官專任一人奏任

醫員專任十人奏任又ハ判任

第四條 院長ハ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ院務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

以下第十四條ニ至ル

朝鮮總督府醫院事務分掌規程(明治四十三年十月朝鮮總督府訓令第十六號)

第一條 總督府醫院ニ內科、外科、齒科ヲ含ム、眼科、產科、婦人科、小兒科、耳鼻咽喉科、皮膚科、藥劑課、醫

育課及庶務課ヲ置ク

各科課ニ長ヲ置キ必要ノ場合ハ副長ヲ置ク

第二條 內科、外科、眼科、產科、婦人科、小兒科、耳鼻咽喉科ニ於テハ患者ノ診療ニ關スル事項ヲ掌ル

第三條 藥劑課ニ於テハ調劑製劑及衛生材料ノ保管修理ニ關スル事項ヲ掌ル

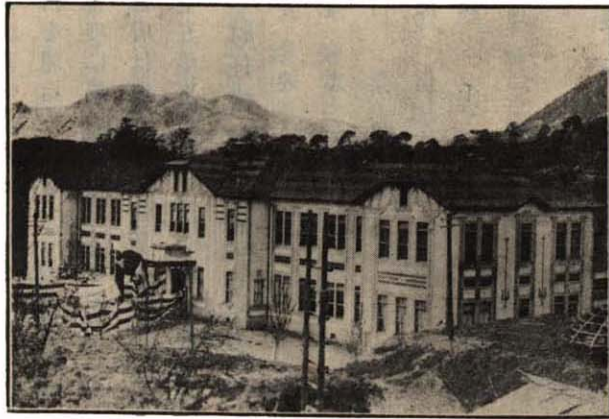
第四條 醫育課ニ於テハ醫育ニ關スル事項ヲ掌ル

第五條 庶務課ニ於テハ

會計及庶務ニ關スル事

項ヲ掌ル

茲に於て總督府醫院は朝鮮に於ける中央醫療機關として馬蹠山上に聳へ、其壯大なる建築は、巍然として京城市中を見下した。市内の交通機關たる電車は鍾路より北に折れて其門前まで延長せられ、市内の



朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所

各方面より集まり來る患者の便益を圖つた。實に當時に在りては朝鮮銀行、朝鮮ホテルと並ひ稱せられたる、京城市中の三大建築として衆目を惹いたのである。

當時各道に於ける醫療機關として設置せられたる道慈惠醫院の狀況を一瞥するに大略左の如し。

韓國政府は明治四十二年八月慈惠醫院官制及其特別會計法を定め、先づ濟州全州及咸鏡に各一院を設置したが、明治四十三年八月我が統監府は、駐劄日本陸軍倉庫に在る醫療機械藥品衛生材

料等(時價五萬圓)を韓國政府に割讓して、各道に慈惠醫院を設立せしめ、伊藤統監は屢々韓國政府を督して其増設を圖らしめた。明治四十三年七月慈惠醫院官制第九條を改正して、新たに水原、公州、光州、大邱、晉州、海州、春川、平壤、義州及鏡城に慈惠醫院を設置することとした。尋て日韓併合になり、同年九月各醫院は其事務を開始し、各道一院の配置が成つた。

道慈惠醫院は内務大臣の管理に屬し、無料診療を原則とし、専ら貧民救療を行ふの趣旨であつた。明治四十三年九月朝鮮總督府は地方官々制發布と共に、慈惠醫院を各道長官の管理に屬せしめ、益々其普及を圖り、明治四十五年更に會寧、江陵、安東、楚山、濟州の五院を増設した。

明治四十三年十月藤田院長就任當時の職員は左の如し(醫員の次に助手あるも略す)

内科	科長	森安連吉	同	土橋末雄	
	副長	富永忠司	同	渡邊亮	
	醫員	山口梁平	助手	姜元永	
	囑托	水津信次	同	安永鹿三郎	
	醫員	小林千壽	眼科	科長	宇野功
	同	古城貞	同	助手	兒玉亨
	同	嶺峻	産婦人科	科長	藤井虎彦
	助手	池成沈	同	醫員	賀來倉太
外科	科長	室谷脩太郎	助手	小島麟三	
	醫員	坂田清造	小兒科	科長	河野衛

耳鼻咽喉科	科長	坂井清	助手	岡忍	教員	酒井謙治郎
皮膚科	科長	荒井元	助手	安部修三	通譯生	瀧口亮造
治療部	部長	神岡一亨	部長	大槻三磨	囑托	西田明松
	醫師	岡大槻三磨	醫師	岡大槻三磨	書記	長谷川太郎
	助手	岡大槻三磨	助手	岡大槻三磨	書記	高萩春吉
藥劑課	課長	吉木彌三	課長	吉木彌三	助手兼書記	吉田彌五右衛門
醫育課	課長	佐藤剛藏	課長	佐藤剛藏	助手兼書記	廣川謙吉

附記 藥劑課には陸軍一等藥劑官國友保民庶務課長には陸軍三等主計松林鎮次郎耳鼻咽喉科長には日比野弘任命せられたが明治四十三年十二月國友藥劑官は病死した。翌四十四年四月陸軍三等藥劑官寺田房吉任命せられしが六月辭任し、八月に至りて吉木彌三就任した。十一月松林庶務課長辭した。十二月日比野科長願に依て免官せられ坂井清之に代つた。

大正元年十月荒井科長病没し、同二年二月陸軍二等軍醫渡邊晋を聘して其後任した。同一月醫員山口梁平解剖より屍毒に罹りて没し、小林千壽其後任となつた。六月陸軍一等軍醫植村俊二醫官に任し、七月田中幸一、九月久慈直太郎副醫官に任した。十月有馬英二醫官に任し、九月富永醫官は私費海外留學の爲め休職となり十一月眼科長宇野功一は辭任した。

總督府醫院の名聲は日々に揚あり、患者の來り診を乞ふもの益々繁く、病室漸く狹隘を告ぐるに至つた。此に於て病室の増築を計畫し、明治四十三年十一月には兩側第四及第五號病棟竣工し、翌四十四年には本館兩側に宏壯なる増築を爲した。此に於て手術室、臨床講義室、電氣治療室、X光線室及寫眞室等悉く完備した。又東側第四及第七號病棟も竣工し、其七號を傳染病室とし、從來傳染病室に當てた東六號は結核病室に改め、看護婦寄宿舎及屍室も成り、回春園内に分病室三戸を建築し、病後回復患者の療養及鮮人貴族兩班の家族的療養に供した。是等の増築九百餘坪、建築費十二萬三千四百九十三圓に上つた。

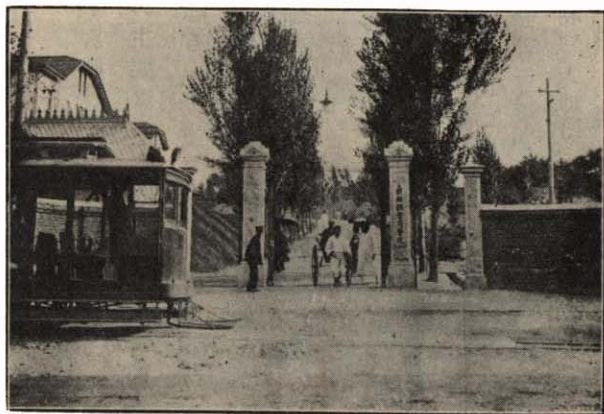
回春院は舊韓國王宮に屬せる永禧殿所在の地にして、其園域一萬一千四百餘坪、樹木鬱蒼として、磴道自ら苔を生し、都門の風塵を遮けたる神苑であつた。日韓併合後總督府の所管となりしが、明治四十四年十月其地域及建物は本院に交附せられ、時の總督寺内伯によりて回春園と名づけられ、其扁額今猶存す。永禧殿の地域を加へて本院の總坪數五萬三千七百二十三坪、建物二千八百九十二坪となつた。

大正元年には藤田院長は陸軍々醫總監に任せられた。此年東第五號病棟を増築し、之に水治療法室を附設した。同二年には朝鮮總督府濟生院の所管なりし精神病診療に關する事務を繼承して、東第八號病室を設け、此に於て病棟數二十となつた。

東八號病棟と稱するは精神病患者の病室である。大正元年醫院及濟生院特別會計法か

實施せられ、大正二年四月勅令第五十六及五十七號を以て此兩院の官制を改正し精神病者救療事業は擧て之を本院に移管した。而して濟生院か本院構内に造營したる精神病棟を、其竣工と共に(大正二年二月)本院に交附するに至つたのである。同年四月囑託水津信治は其科長に任せられた。

濟生院と稱するは明治四十四年總督府令第七十七號を以て設けられたる救濟機關で、臨時恩賜金五十萬圓に國庫より十一萬三千餘圓を加へて其資金と爲し、此より生ずる利子とを以て濟生院官制を定めた。茲に朝鮮醫院と稱するは、總督府醫院及道慈惠醫院を總括するものである。大正二年四月濟生院の財團を解散し、其資金は之を特別會計に移して、各事業に對する配



朝鮮總督府醫院本門

及國庫補助金、李王家其他の寄附金により事業を經營し來つた。明治四十四年八月皇室より朝鮮貧民救濟賜金として二百八十萬五千八百圓の御下賜あり、之を併せて濟生院の資金は三百四十六萬八千九百五十九圓に達するに至つた。濟生院の事業は孤兒及盲啞者の教育及精神病者診察にありしが、明治四十五年三月法律第六號を以て、朝鮮醫院及濟生院特別會計法を公布し、勅令第四十三號

當額を定めた(左表は大正四年三月末の資金々額)

金三百九萬三千九百十九圓 一般貧民救療資金

金三十萬圓 癩病院資金

金十五萬圓 精神病者救療資金

金三十三萬三千四百四十六圓 濟生院資金

此特別會計の規定する歳入の主要なるものは、政府支出金年額四十五萬圓に加ふるに資金より生ずる収入、醫院收入及寄附金なり。

明治四十四年十月看護婦寄宿舎規程を定め、看護婦長の外、看護婦監督を置くこととなつた。大正二年四月服部康を看護婦監督に任し、副長を廢して婦長と爲し、此に規定の組織を實現し得るに至つた。

診療及病室に關する會議機關は科長會議あり、毎週月曜日に會合して諮議した。明治四十四年六月の會議に於て往診料を議せる中に左の事項がある。

博士の醫官一回十圓 醫官一回五圓 學士たる醫員一回四圓

醫員及助手一回三圓 朝鮮人助手一回二圓

派遣看護婦内地人一日壹圓、朝鮮人一日七十錢、院內附添内地人看護婦一日七十錢、朝鮮人五十錢、但傳染病看護料は二割増す。

牛乳は特等及一等患者には一日三合、二三等患者には二合とす。其以上は患者の自辨とす。

火災豫防と院内風紀取締には特に注意を拂ひ、明治四十三年九月火災豫防及非常警備心得を細定した。風紀問題は要するに看護婦の取締で、當時看護婦の寄宿舎は西病棟に接續して三棟あり、後之を移轉して分五、分六及分八號病棟と稱し、患者を收容した。看護婦寄宿舎の狹隘を告げしたため、回春園内永禧殿を修理して看護婦の一部を此處に移し、更に明治四十四年本館の東方に看護婦寄宿舎を新築した。木造平家にして建坪百一坪、費用一萬五千圓にて一室に所藏し陳列して閱覽に供した。隆熙三年以來醫官久保武圖書の整理を擔任せしが、明治四十四年五月醫官宇野功一を圖書室長と爲し、森田滋賀彦を副長に、通譯生瀧



第一回朝鮮醫學會總會

同年十二月竣工し、看護婦及生徒九十八人の宿舍とした。

明治四十三年十一月學用患者の濫觴を開き、施療患者を收容し、神岡醫官をして其主任とした。又屍躰解剖に關する規定を設けた。圖書及標本は大韓醫院時代より蒐集したるもの漸く其數を増加したるを以

口亮造を主任とした。

助産婦及看護婦科は總督府醫院附屬醫學講習所に所屬し。其授業時間數は内地赤十字社看護婦養成規程を斟酌した。又從來講義に通弁を附したるを廢止して、生徒の學力一段の進境を示した。明治四十四年第一回卒業生看護婦科六名を出した。

芳賀醫院長時代

芳賀陸軍々醫監は第一師團軍醫部長より朝鮮總督府醫院長に轉し大正三年七月二十五日就任せられ、且各道慈惠醫院醫務囑託、并に警務總監部の衛生行政事務囑託を命せられた。其當時の職員は左の如し。

院 長	芳賀榮次郎	醫 官	植村俊二
內科 科長	森安連吉	副 醫 官	莊鳳四郎
醫 官	有馬英二	醫 員	小室甚九郎
副 醫 官	田中丸治平	眼科 科長	早野龍三
醫 員	金溶塚	醫 員	佐竹秀一
同	片山信夫	產婦人科科長	藤井虎彦
同	大島 偶	副 醫 官	久慈直太郎
囑 託	戸川つね	醫 員	小島驥三
外科 科長	室谷脩太郎	同	黒木彌一

小兒科科長	河野 衛	藥劑手	林 熊五郎
醫 員	松本武一郎	同	藤村 顯一
耳鼻咽喉科科長	坂井 清	醫育課教官課長	佐藤 剛藏
醫 員	山田 實二	教 官	稻本龜五郎
同	水越 國治	同	久 保 武
皮膚泌尿科科長	渡邊 晋	講 師	内田 詮藏
醫 員	上田 如一	同	坂本金次郎
同	一番ヶ瀬 慶次郎	教 員	平野 勝次
精神病科科長	水津 信治	庶務課課長囑託	大枝 義祐
齒科 醫員	柳樂 達見	書 記	長谷川 太郎
同	岡本 亮作	同	吉田彌五右衛門
治療部 醫官	神岡 一亨	同	廣川 謙吉
囑 託	大槻 弒也	同(兼)	平野 勝次
同	戸川 きん	同	寺内 清吉
藥劑課 課長	吉木 彌三		

芳賀院長は警務總監部囑託となり、朝鮮全道の衛生行政に關して指導畫策せられたる所少なからず。看護婦及産婆規則の制定(大正三年十月)にも、傳染病豫防令及附屬法令改正の議にも參與せられた。其後醫師規則、齒科醫師規則、醫生取扱手續并に醫師試驗規則

改正の審議と、按摩術、鍼灸術取扱規則改正(大正六年)、私立病院規則及私立病院構造標準制定の議(大正八年四月)に参加せられた。

總督府醫院内の充實及發展に意を用いたるは、傳染病地方病研究科の新設であつた。當時朝鮮の衛生状態は極めて幼稚にして、之を開發し向上せしむるには、其根底を朝鮮の民情習慣と傳染病との關係并に朝鮮特有の地方病研究に待つべきものとの見地より、大正五年四月本院の獨



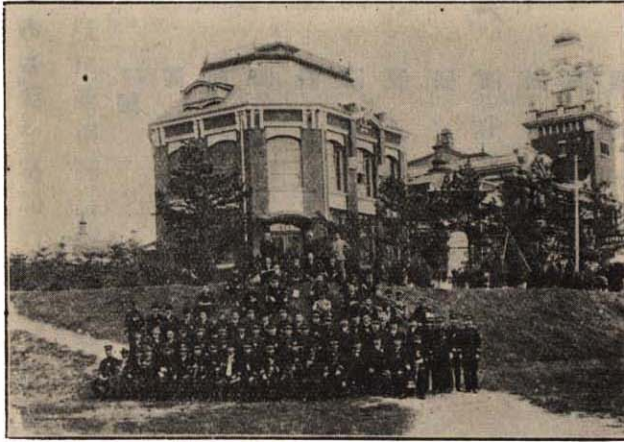
創設當時傳染病及地方病研究課

六名に達した。此「コレラ」流行に當り、研究科長田中九治平は「コレラ」豫防液の製造に従事して之を各道に配給し、大に防疫事業に貢献した。大正八年及九年は「コレラ」大流行し、八

立分科として傳染病地方病研究科を設置するに至つた。初め此研究室は醫院東北隅に在る朝鮮家屋を改造して、僅かに研究室の態面を備へたるに過ぎなかつた。偶々同年八月「コレラ」は釜山に侵入し、九月に入りて沿岸の地に蔓延し、遂に仁川京城に流行を見るに至り、患者數二千六十

年の患者一萬六千九百九十一人、九年には二萬四千二百十三人に上つた。芳賀院長は全鮮に亘る防疫施設并に之が實行の指揮監督を一任せられ、極力其豫防及撲滅に盡瘁した。千葉醫官は研究科に於て大正八年「コレラ」豫防液、二十七萬余人分を製造し、大正九年同醫官の創意に係る乾熱「ワクシン」五萬三千余罐を製造して大に防疫に貢献した。

芳賀醫院長は大正四年二月陸軍々醫總監に任せられ、同五年四月京城醫學專門學校設立せられて芳賀督府醫院の醫官及醫員全部を擧げて教授又は助教授を兼ねしめ、年々校舍増築の計畫を立て内容設備の充實を圖つた。



(年八正大) 會總會學醫鮮朝

院長は其校長を兼任した。同校の設立は朝鮮に於ける醫學教育の一大進歩であつた。從來總督府醫院附屬醫學講習所なるものは其規模内容共に不完全のものであつて時勢の進運に伴ひ、専門學校昇格の必要に迫られた。茲に於て基礎醫學の教育には専門教授を増聘し、臨床醫學は總

總督府醫院醫官の海外留學は大正二年に設けられ、一名を超へざるの規定なりしも。大正七年之を革めて二名に増員したるは、本院の向上發展上重大なる關係を有するものなるは言ふを俟たざる所である。

歐米出張者

出	發	歸	朝	氏	名
大正二年五月	同四年六月	同三年十月	同五年十二月	藤井	彦
同四年六月	同五年四月	同六年十月	同七年五月	植村	二
同五年四月	同六年三月	同七年五月	同七年五月	有馬	二
同六年三月	同七年九月	同九年三月	同九年八月	河野	衛
同七年八月	同八年五月	同十年五月	同十年二月(轉任)	渡邊	晉
同八年五月	同九年十一月	同十年二月(轉任)	同十年一月	水津	治
同九年十一月	同九年九月	同十年二月(轉任)	同十一年五月	久慈	郎
同九年九月	同十年五月	同十一年一月	同十一年五月	莊鳳	郎
同十年五月	同十年八月	同十一年五月	同十一年五月	早野	三
同十年八月	同十一年四月	同十一年五月	同十一年五月	坂井	清
同十一年五月	同十一年四月	同十一年五月	同十一年五月	千葉	則
同十一年五月	同十一年四月	同十一年五月	同十一年五月	吉本	三
同十一年五月	同十一年四月	同十一年五月	同十一年五月	大澤	勝

同十一年五月	同十一年十二月	小林晴治
同十一年七月	同十三年二月	桐原眞一
同十二年四月	同十三年八月	岩井誠四郎
同十二年八月	同十三年七月	柳樂達見
同十三年一月	同十四年十一月	德光美福
同十三年八月	同十四年十二月(轉任)	稻田進
同十三年八月	同十五年一月	小川蕃
同十四年八月	同十五年十二月	松井權平
同十五年十月	昭和三年一月	小林靜雄
同十五年九月	同二年十一月	平岡辰二
同十五年十月	同三年三月	廣田康
昭和二年五月	同三年	伊藤正義
同二年五月	同三年	高楠
同二年八月	同三年	佐竹秀一

朝鮮に醫科大學建設の議は既に藤田院長時代に起つた。此議は漸く具體的とならんことし、大正八年及同九年其建設の必要を當局に建議した爲めに、大學設置の氣運は漸く熟し來たれるを見る。

朝鮮に於ける癩患者は其數五千余人に達し殊に南鮮地方に集合して居る。之が隔離は

急務にして癩の絶滅を期するには他に道なし。芳賀院長は極力其必要を當局に開陳し自ら隔離所設置の場處を探究して小鹿島を撰定し、大正六年小鹿島慈惠醫院を設置した。同醫院は總督府所管の唯一の癩院である。

總督府醫院并に各道慈惠醫院は擴張するの必要を認め、且地方に在りて醫藥救療の恩恵に浴せざるものあるを以て、大に慈惠醫院増設を提議し、幸に當局の容るる所となり。大正八年度より五ヶ年繼續事業として、毎年新營費五十萬圓つゝ總計二百五十萬圓の豫算を計上せられ、更に大正九年より同十四年度に亘りて總計四百五十萬圓の新營費豫算の承認を見た。されど此計畫は其後實行豫算に至り多少變更さるるに至つた。

朝鮮に於ける公衆衛生に關する水道の改造、傳染病の防止、工場衛生等を議する爲め、中央衛生委員會設立の必要を提議し、大正九年其實現を見るに至つた。

志賀醫院長時代

歐洲大戦争によりて榮華に輝きし經濟界の夢は槿花一朝にして凋落し、此財界の不況は大正十年に至り我總督府醫院の運用及事業に著しく不利の影響を與へんとした。志賀院長新たに任に就き職員一致協力して醫院内新興の氣運を進め、事務の敏捷と緊縮を圖り、醫學研究を奨勵し、以て醫療の道を完ふせんことを期した。此方針に従ふて計

劃せられたる條項は左の如し。

一、事務に關するもの。庶務、會計及用度の三を改めて、庶務及會計の二とし。物價の下落に應じて物品購入の監督を嚴にした。特に石炭の節約を圖り、又瓦斯、水道の濫用を取締つた。瓦斯の如きは從來會社は瓦斯口の數に應じて料金を計算し來つた。例へば講堂、實習室及研究室の如き、平日使用せざるも多數の瓦斯口を備ふるが故に、之に對する料育に支障を來し、又鮮人救濟の趣旨に添はないものである。依て慈惠救濟の意義を鮮人に徹底せしめんが爲めに、(一)診察及藥價は全然無料とし(但瓶代は徴收す。瓶を欲す



(年九正大) 所察診來外療施院醫府督總鮮朝

金を支拂ふは不當なるを以て、會社をして此料金制度を改めしめた。

二、外來患者、施療外來患者は鮮人其九割以上を占む。大正八年騷擾事件以來、外來患者の數頓に減少し、大正九年末に至り稍々増加の傾向を示せしも、尙一日百人に上らず。斯る事情は醫專教

るが爲めに施療を乞ふが如き惡風習ある爲めてある。又從來は身なりに應じて小額の金錢を收めしめた。(二)各科長及醫官を交代診療に従事せしめ、施療部の診療をも有料部と同じく厚くした。

其結果施療部に於て大正十年度は前年度に比して二倍半の患者を得るに至つた。

三、外來診察室の新築 明治四十二年の創立に係る醫院本館に於て、外來患者の診療を行ひ來つたが、夏期には外來患者一日八百人を超過することありて非常なる狹隘と不便を感じ、又患者に對し危險の狀態もあり得るので、其新築を計畫し、大正十一年及十二年度の三ヶ年の新營費を以て外來(普通診察所を本館の西方に新築することゝした(後に出つ)。

四、入院患者 東側第二及第六棟の増築は、大正十年に竣工して病床三十を増加したが、施療病棟(煉瓦造二階造にして總坪數二百三十三)の新築に着手し、大正十一年四月竣工した。

五、研究室 前院長時代に於て新築せられたる研究室二階造一棟の竣成せるを稟け、其内部の設備を完成し、本院研究の中央機關茲に初めて成つたのである。之は前院長の功績として永く紀念すべきものである。此研究室には病理、細菌、醫化學、生理學の四室

と地方病研究室とを分ち。各室には主任指導者を定めた。爾來本院の學術研究の成績大に擧がり、幾多有益の論文及報告の出つるを見るに至つた。

六、看護婦の養成方針　大正九年十一月醫育課を看護婦及助産婦養成所と改稱した。總督府通牒に依りて、生徒教養の要綱を、よき看護婦を養成すると共に、將來よき家庭の婦人〔たらしめんことを期すべく指示された。依て淵上視學官を看護婦養成教官となし、看護學科の外に普通學科、並に裁縫、家事作法を授け、課外として音樂琴及生花を習はしめた。修身教授には特に意を拂ひ、道德實踐の指導に注意し、圓滿なる常識の養成と、婦徳の涵養に努め、看護婦としての自分を自覺せしめ、喜んで其崇高なる職務に従事する覺悟と、勇氣とを啓培せんことに留意した。

其當時の職員左の如し。

醫院長	志賀 潔	同	志田 信男
第一内科 科長	岩井 誠四郎	同	池 盛 周
醫官	千葉 叔則	第二内科 科長	稻 田 進
同	成田 夬介	醫官	大 澤 勝
醫員	平岡 辰二	醫員	任 明 宰
同	武田 三郎	同	高 永 洵

小兒科					產婦人科			眼科									外科
科長	同	同	醫 員	醫 官	科長	同	醫 員	醫 官	科長	同	同	同	同	醫 員	同	醫 官	科長
河野衛	高井春生	金達煥	橋本吉藏	久慈直太郎	藤井虎彦	張錫準	高永穆	佐竹秀一	早野龍三	朴昌薰	松岡正男	李重樂	趙漢盛	稻田博	小川蕃	桐原眞一	植村俊二

					傳染病及地方病研究科			齒科		精神病科	皮膚泌尿科		耳鼻咽喉科				
同	同(同)	同(同)	醫官(兼)	技師	科長	同	醫 員	科長	同	醫 員	科長	同	醫 員	科長	醫 員		
椎葉芳彌	大澤勝	德光福	千葉叔則	小林晴治郎		村澤	生田信保	柳樂達見	原振緒	北村庸人	水津信治	朱榮善	渡邊政次	田中政次	須古秀雄	坂井清	弘中進

藥劑課 課長 吉木 彌三

事務官 吉田彌五右衛門

藥劑手 日南田 義治

書記 廣川 謙吾

同 森田 貞士

同 中西 右一

同 板倉 金市

同 森川 鶴松

看護婦助産婦養成所

同 藤井 和

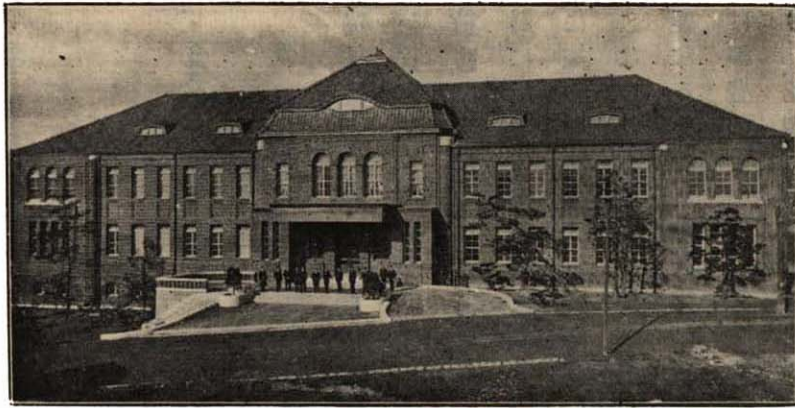
主事 淵上 長利

看護婦長 山口 初

庶務課 課長 坂本直一郎

前院長時代に計畫せられし東二及六號病棟の延長建築竣工し、大正十年五月に至り患者を收容するに至つた。大正十一年水野政務總監は朝鮮を去らるゝに當り、看護婦日常の勤務に同情を寄せられ、休憩娛樂室を院内に建築寄附せられた。

朝鮮に於ける癩問題は漸く世の注目する所となり、小鹿島慈惠醫院の擴張を必要とするに至つた。又外人宣教師の經營する癩收容所も活動し來り、患者收容の増加を圖るの勢となつた。志賀院長は癩患者に宗教的慰安を與ふると共に、治癒の光明を與ふるは最必要なるを認め、癩治療の研究を以て之に應ずる急務なりとの意見に基き、總督府より特に經費の支出を得て、大楓子油脂脂肪酸エチール、エステルを製造した。加來天民を其主任とし、此製劑を小鹿島慈惠醫院及宣教師經營の癩收容所に無料配給して治療を施さ



外 來 診 察 所

しめた。其成績は見るべきものありて、各瀨收容所は大に此舉を喜んだ。又小鹿島慈惠醫院にては癩患者の治癒せるもの及び傳染の危険なきまてに輕快したる患者に退院を許すの方針を立てしに、患者は大に之を徳とし、遠近傳へ聞きて入院を乞ふもの益々多きを加へた。此氣運は小鹿島醫院の擴張を促し、昭和元年より其敷地の擴張と病室の増設に着手するに至つた。

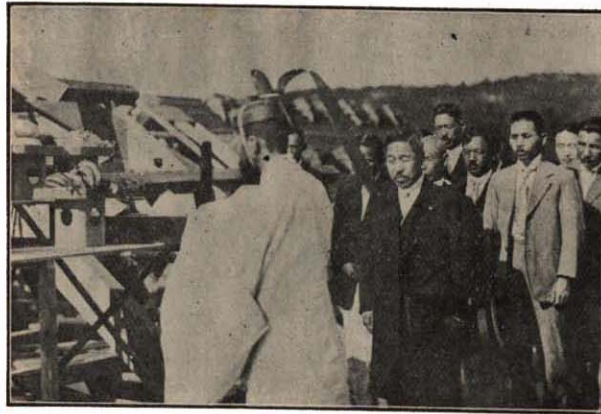
朝鮮に於ける帝國大學設立問題は、漸く解決せられて實施の時期に入らんとした。而して總督府醫院は大學醫學部附屬醫院となるべきもので、本院の將來は獨り治療機關たるのみならず、又教育機關として其設備を爲さざるべからず。従て之に適應する設計は今に於て之を計畫するの要あるを以て、從來の本院擴張計畫を變更して、徐ろに大學附屬醫院として

の基礎を築くことにした。

本院第一期擴張計畫に在る大正八年度の試験室及精神病室新營(五七、〇〇〇圓)は既に竣工し、大正九年度の東病室及試験室増築(六六、一〇〇圓)も亦成つた。第二期計畫の大正九年度五三、〇〇〇圓を以て施療病室二階建壹棟を新築し、且明治四十年の建築に係る、京城醫學専門學校附屬臨床部の木造建物を改築し、煉瓦張として全部之を施療部外來患者診察所に充てた。

於て更に立案計畫することゝなつたのは止むを得ざる次第であつた。

天災時變の救護



外來診察室上棟式

第二期計畫の大正十年度機關室新築を實行し、此部分を除きたる第一及第二期計畫の大正十、十一及十二年度の豫算を合せ、二十三萬餘圓を以て普通外來診察所を新築した。煉瓦造二階にして延坪數約一千坪である。大正十三年及十四年度の繼續計畫は一時削除せられて、大學設立に

大正十一年十一月露國白軍は戦ひ破れ、赤軍の迫害に遇ふて難を避け、突如元山に遁入し來つた。多數の傷病兵や、婦人小兒が食するにもなく、住むに家なく、治するに醫藥なく。戦に敗たるものの、悲惨の限りを盡したる有様であつた。十一月三十日志賀院長は大塚内務局長と共に同地に出張して、救療の方針を議し、續て醫員及看護婦を派出して其救療に従事せしめ、約半歳の久しきに亘りて後引き上げた。

大正十二年十月一日關東に起りたる大震災の警報傳はるや、總督府醫院長は團長となりて救護班を組織し、醫官二名、看護婦五名、書記一名とを以て一團と成り、九月四日京城を出發し、名古屋驛より中央線に乗り、辛苦困難に打勝ちて八日朝東京に着し、直ちに赤十字病院に到り、翌日より一般罹災者の救護に従事し、後専ら鮮人の救護に従事した。九月二十一日青山練兵場の鮮人救護所(バラック及天幕病院)を設くるに及び、更に醫官醫員三名、看護婦十名を増派して鮮人の救療を行つた。十月二十七日に至りて此病院を閉ち、救護班は引き上げた。

大正十四年七月十七日漢江大出水あり、龍山方面大半浸水を蒙り、避難するものの中に多數の怪我人、負傷者等あつた。依て翌朝より總督府醫院は救護班を組織し、醫員及看護婦を派出し、先づ京城停車場内に救療所を開き、次て之を龍山に進め、同月二十四日に至る

まで壹週間に亘りて活動した。

志賀院長は芳賀院長と同じく、官制上京城醫學專門學校長を兼ね(昭和二年專任教長を置かるゝまで)、又總督府警務局囑託となり。醫師試験委員長(大正十三年歐州出張の際免せらる)及中央衛生會委員等を兼ねた(但し同會は其後自然消滅となつた)。大正十一年京城府が尿尿の處分問題に在りては、中央衛生會委員として一年二三回其會議に参加し、陸軍省脚氣調查會委員として明治四十三年より其解散に至るまで十五年間委員會に列し、實驗研究を以て



親和會の餘興行

題を解決せんとして、臨時機關を設けたる時、其委員を依囑され、大連に行きて志岐組乾糞製造所を視察し、又名古屋、京都、大坂、東京等に於ける尿尿處分方法を調査し、大正十三年總括的復命を爲したるに、委員會の容るゝ所となりて、京城府の尿尿處分方法方針の確立を見るに至つた。又内

「ウイタミン」欠亡學說の確立に貢献した。又北里研究所々員として學術研究の指導を爲す。大正十一年よりは京城帝國大學創立委員となりて其計畫及準備に参加し。内地の各大學、臺北醫院、奉天大學、北京ロックフェラー協和學堂、大連病院等を視察して、京城大學醫學部創立の計畫を立てた。其他國際聯盟の血清會議委員となり。大正十三年五月横濱より出帆してジエネーヴに赴き、赤痢血清標準會議に參列して其座長となり、標準試驗方法を定めて十一月歸朝した。昭和二年十一月第七回東洋熱帶病學會の朝鮮に於ける副會長なるを以て、朝鮮代表として印度カルカッタに出張し、同學會に參列し、昭和三年一月歸朝した。又大正十四年東京に開かれたる第六回東洋熱帶病學會には、朝鮮代表として參列した。此時東京にては之に引續き國際聯盟主催の衛生技術官交換會議開かれた。此二つの會合に出席したる外國人の一部朝鮮及滿洲視察に來れる人々を京城に迎へて、醫事衛生の視察を爲さしめた。國際聯盟より派遣されて技術官交換會議を主催したるドクトルライシマンは、其會議を終りて十一月二十七日京城に來つた。超て二十九日總督府醫院に於て同氏を招待し談話會を催し、總督府よりは石川衛生課長、西龜技師、朝鮮軍よりは秋山軍醫部長、其他醫院內科長、技師等を會して公衆衛生に就き意見の交換を行ひ、極めて有益なる會合を開催した。大正十五年十一月二十五日國際聯盟のシンガ

ポール支局長ドクトルゴーチエー來鮮したる時も、亦諸種の打合せ及意見の交換を爲し朝鮮の宣傳に務めた。

大正十年九月三日米國より來城したるロックフェラーと、齋藤總督の招宴席上に於て初めて相知れる志賀院長は、氏に後れて出發し、同月十五日舉行せられたる北京ロックフェラー協和醫學校落成式に朝鮮代表として參列した。大正十二年三月十日ロックフェラーフアオンデーションのドクトルノルマン、ホワイト來鮮し、朝鮮及滿洲に於ける衛生及傳染病の視察をした。志賀院長は東道の勞を取り、共に滿洲に行き視察を遂げた。此の如くにしてロックフェラーとの關係親密となり、大正十三年米國を経てジエネアの國際血清會議に參列したる時は、ロックフェラーは合衆國內視察に對し大に便宜を與へた。大正十五年十一月には Dr. Grant 來城し、其後 Dr. Wilbur, Dr. Vaughan, Dr. Gree, Dr. Danlop 等來城して總督府醫院を視察し、京城帝國大學醫學部の設計及計畫を視察調査した。此の如くにして總督府醫院は内外の醫界に大に重きを爲し來れるは、朝鮮の爲め將た日本の爲めに慶賀すべきである。而し志賀院長は京城に於て席暖かなるに暇なきの有様であつた。

研究及調査事項

大正五年九月下旬より「コレラ」は釜山、仁川、其他各地に發生した。研究科に於ては「コレラ」豫防液を製造し、之を慈惠醫院、公醫及一般醫師に分與し、其數量約一〇〇、〇〇〇ccに達した。又馬三頭を購入し、連鎖球菌及「コレラ」菌を以て免疫し、治療血清を製造した。

地方病研究として最成績を挙げしは、小林博士の肺デストマ及肝デストマ研究なり。各地に出張して「もくづか」に「ざり」がに「魚類及軟體動物（河具子、田螺等）」を採集して中間宿主を研究した。其他一般寄生蟲、蠅、蚊等の研究に従事した。

大正六年及七年に亘りて研究及調査せるものは、再歸熱、赤痢、猩紅熱、等であつた。支那蒙古山西省地方に肺ペスト發生したるにより、醫官を派遣して之を調査せしめ、又平安南道に「チフス」類似症の「マラリヤ」を發生したるにより、醫官をして之を調査せしめた。朝鮮に於ける蠅の研究は傳染病の豫防撲滅に於て重大なる關係あるを以て、小林博士は熱心之が調査に従事し、大に闡明する所があり。又朝鮮に於ける内地人及鮮人の腸寄生蟲卵の調査も數年に亘りて之を行ふた。

大正十年研究室は新たに竣成して、總督府醫院の研究機關は稍々整備した。然しながら研究費の乏しきは常に憾とする所であつた。大正五年研究科設置以來總督府より傳染

病及地方病調査費として年八千圓の補助を受け、主として之に頼りて研究を行ふの
様であつた。

研究費の缺乏に同情して其費用若干を寄附せられたるは左の諸氏なり。特に記して其
厚意を謝す。

露 口 敬 三 本 山 彦 一

萬有製藥株式會社

戸 津 學 武 田 長 兵 衛

總督府醫院の研究としては、學說よりも寧ろ臨床的又は實際的なるものを選び、一定の
方針を立て、研究の武歩を進むべきを思ひ、大正十二年試みに左の數項を擧げた。

一、ア、メーバ赤痢問題 主任 小林晴治郎 成田 夬 介 任 明 宰 吉 村 藏

二、猩紅熱及麻疹 主任 稻 田 進 德 光 美 福 弘 中 進

三、腸内フローラ及葱問題主任 千葉 叔 則 志 田 信 男 金 俊 燭 推 葉 芳 彌

天 岸 敏 介

四脚氣問題 主任 水 津 信 治 佐 藤 剛 藏 朴 昌 薫

右の中最成績を擧げたるは猩紅熱にして、其豫防法はデック法に據り、大正十三年より
年々京城其他の都市に於て小學校兒童に之を施行した。又時々講習會を開きて地方の
醫師に豫防法を傳習し、其普及に努めた。幸にして今日まで豫防の成績は良好である。

脚氣は「ウイタミン」B 缺乏に由るは定説となり、動かすべからざるものとなつた。然るに我精神病室の患者には年々多數の脚氣患者を發生するを以て、水津信治は該患者に就きて研究し、又朝鮮食物の「ウイタミン」を試験した。佐藤剛藏は監獄に於ける脚氣及食物を調査し、朝鮮に於ける監獄内食物の基礎標準を示した。

朝鮮人の常食とする葱の化學的成分、及其腸内細菌に及ぼす問題と。「アメーバ」赤痢とは、今猶其研究を續けて居るが、ある程度まで成績を擧げてゐる。

總督府醫院の各科に亘りて研究の成績は年と共に擧がり、幾多の有益なる報告及論文は發表せられた。而して本院の職員にして在院中の研究論文に由りて博士の學位稱號を得たるは左の諸氏である。

博士學位受領者氏名

大正三年七月	室谷修太郎	大正十年十二月	早野龍三
大正三年九月	久保武	大正十一年五月	渡邊晋
大正七年七月	小林晴治郎	大正十二年四月	千葉叔則
大正七年十二月	植村俊二	大正十二年五月	坂井清
大正九年八月	有馬英二	大正十三年一月	水津信治
大正十年九月	久慈直太郎	大正十三年六月	推葉芳彌

大正十四年二月 桐原真一
 大正十四年三月 朴昌薫
 大正十四年十月 片岡八束
 大正十四年十二月 成田夫介
 大正十四年十二月 佐竹秀一
 大正十五年三月 小川 蕃

大正十五年十二月 武田三郎
 昭和二年一月 鈴木元晴
 昭和二年十二月 横山茂樹
 昭和二年十二月 生田信保
 昭和三年二月 須古秀雄
 昭和三年四月 白麟濟

總督府醫院は治療機關としては朝鮮に於ける中樞であるが、學術研究としては國際的なるを期して居る。朝鮮醫學雜誌は國內に於ける研究發表機關として、明治四十四年十
 二月初號發行以來、昭和三年四月まで、號を重ねること八十七號に及んだ。該雜誌は大正



實驗動物供養塔

十四年まで年二回乃至六回發行なりしが、大正十五年より毎月發行となつた。國際的發表機關としては京城醫學專門學校紀要あり。大正六年來、昭和二年末に至るまで十九號を發行した。英獨佛の國語にて記載するものであつて、近年歐米各國の學界に於て大に注目を惹くに至つた。該紀要は昭和三年よりは Acta

Medicinalia in Keijo (京城醫學紀要)と改題して、引き續き發行することゝなつた。朝鮮醫學界の國際的機關である。

實驗研究の犠牲となれる試驗動物は、其數年に數萬頭に達する。大正十一年七月十五日供養塔を構内に建て、其靈を祭る。題して「實驗動物供養塔」と云ふ。毎年名僧智識に乞ひ讀經供養す。こは我國特有の生靈に對する感念として、世界に誇るに足るものである。

朝鮮總督府醫院の醫育事業

醫學教育

京城醫學專門學校は總督府醫院の附屬事業たる醫師養成機關を繼承したるものにして、其源は遠く韓國時代に在りて約三十年前に遡る。

光武三年(明治三十二年)三月韓國政府は官立京城醫學官制を制定し、京城中部寬仁坊勳洞地、前總理大臣金弘集舊邸を以て校舍に充て開校した。該醫學校は韓國政府學部の所管に屬し池錫永を校長となし、教官二名書記一名を置いた。光武六年(明治三十五年)七月には早くも第一回卒業生十九名を出し、續いて第二回は十三名、第三回は四名に減少した。

池錫永は安政二年五月生れ。明治十二年釜山に往て、種痘法を海軍少軍醫戸塚積齊及松前讓に學び、同十三年東京に遊學し、牛痘種繼所に於て菊地康庵に就き種痘法及痘苗製造を學んで歸つた。明治十四年日本公使館附海軍々醫前田清則に就て醫學を修めしが、六月壬午軍亂の爲めに之を中止したるは惜しむべし。明治十六年科擧文科に合格し、明治二十七年正三品を賜はり、漢城府尹大邱判官、東萊府使及觀察使等を歴任し、明治三十二年醫學校長に任せられ、在職十二年に及んだ氏は銳意種痘の普及を圖り、明治十五年全羅道御史朴泳教の招聘に應じて全州邑内に種痘局を設け、翌十六年には忠清道御史李容鎬に招聘せられて公州邑内に種痘局を設け、種痘術を教授した。明治三十五年此等の功に依りて勳四等八卦章を賜はり、又大隈伯の推薦に依り同仁會顧問となつた。著書には牛痘新説あり、明治十八年の刊行に係る。

光武十一年(明治四十年)大韓醫院の設立に際し、官立醫學學校は大韓醫院教育部に改め、同年十一月校舍を大韓醫院構内に移し、病舎一棟を以て之に充てた。院長佐藤男爵校務を統ぶ。教育部には專任教官七名、學監一名、囑託教師米國人一名を置き、陸軍二等軍醫正小竹武次教育部長となり、同年七月第一回(官立醫學學校より第四回に當る)卒業十三名を出した。

隆熙二年(明治四十一年)大韓醫院官制は改正せられ、教育部を醫育部に改め、專任教授六名、副教授三名に増員せしも、校舍狹隘にして學生益々減少した。

隆熙三年(明治四十二年)再び大韓醫院官制改まりて、醫育部を附屬醫學學校と改稱し、醫學

校の新築成りて六月之に移轉した。現在の外來施療部之なり。七月菊地院長は校長を兼ねぬ。

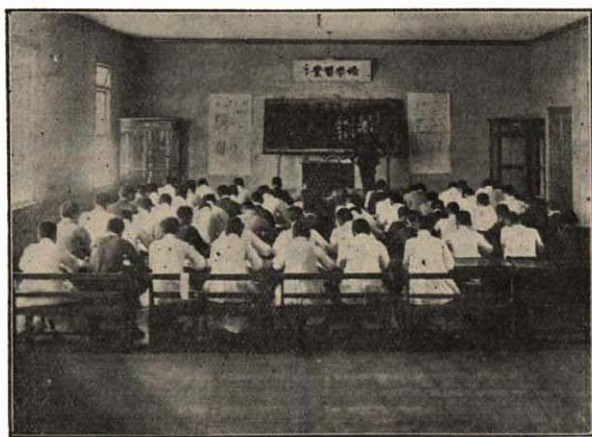
隆熙四年明治四十三年大韓醫院附屬醫學校規則發布せらる。醫學科の外に藥學科、產婆科及看護婦科を設け、醫學科の修業年限は四ヶ年に改め、藥學科は三ヶ年、產婆科及看護婦科は二ヶ年とした。當時生徒の學資は總て官費にして、食費、被服費及雜費を給與し、卒業後の義務年限を定む。又別に自費生に對し員外生の規定を設けた。日韓併合に當り、大韓醫院醫學校は朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所と改め、教官一名、教員一名を置き、佐藤剛藏教官に任し、醫育課長を命せられた。醫科の修業年限は四ヶ年とし、助産婦科を一ヶ年、看護婦科を一ヶ年半とし、藥學科を除き、大韓醫院附屬醫學校生徒全部を繼承した。醫學教育の方針は當時の時勢及民度に鑑み、實際的の醫師を養成せむことに務めた。臨床教育は總督府醫院の職員之を兼ね、診療の餘暇を割きて之に當つた。又從來教授の方法は通譯を介したるも、直接國語を以て教授することに改め、之を實行するに當りて一時困難を感せしも、醫學の如き精密なる學科を理解せしむるには、到底通譯を以てしては不可能なるは明かなり。生徒漸く國語に通達するに及び、生徒の學業大に進歩した。當時大邱及平壤に於ける同仁醫院には附屬醫學校を設けて醫育を施し、又韓國政府は

醫育獎勵の爲めに毎月六百圓の補助費を下附し來りしが。明治四十三年九月此兩醫院の敷地、建物、諸器械は擧げて之を慈惠醫院に買收せられた。慈惠醫院は醫育をも繼襲して、醫學生及看護婦の教育養成に従事せしが。講堂、圖書、標本、其他の設備不完全なりしと、又一面患者の數頓に増加し來り、醫院の救療事務益々繁くして、教育に従事するの暇なきに至りたるを以て、寧ろ附屬醫學校生徒を總督府醫院附屬醫學講習所に轉學せしめ、以て醫育の統一を圖るを適當なりとし。明治四十四年四月學年開始を機として、右の案を實行するに至り、生徒二十三名を轉學せしめた。

明治四十四年二月朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則(府令第十九號)及同所生徒學資給與規則(府令第二十號)發布せらる。同規則にて藥學科を廢したるは當時朝鮮の民度及習慣が醫藥分業の制度を行ふに適せず。偶々少數の藥劑師を養成するは却て醫學振興を妨ぐるものなりとせるに由る。又講習所の舊令に由る給費制は之を改め、生徒の三分の一若くは二分の一に限り學資を給與することに改む。又給費及私費生徒共に授業料は之を徴收せざることとした。此制度は大正元年再び改めて給費生の定員を三分の一以内に減じ、卒業後之に三ヶ年の義務年限を附し、大正四年度以後給費制を全く廢止した。大正元年十月朝鮮總督府令第三十七號を以て醫學講習所入學資格を、醫科に在りて

は高等普通學校卒業者、助産婦科に在りては同所看護婦科卒業者、看護婦科に在りては尋常小學校、又は普通學校卒業者、若くは之と同等以上の學力を有するものとし、助産婦科の修業年限二ヶ年を一ヶ年に改め、看護婦及助産婦科には二年間の義務年期を附した。

大正三年三月醫學講習所卒業生には醫師免許證を附與することとなり、總督府告示第六十三號指定、又助産婦科卒業生には産婆免許證を附與することとなり、なつた(府令第百八號)。大正



(年四正大)堂講の所習講學醫屬附院醫府督總

學講習所を繼承した。但助産婦及看護婦の養成は醫院醫育課に於て行はしむ。又醫學專門學校の生徒は内地人を三分の一、鮮人を三分の二と定めた。五月陸普第千百九十七號

五年四月勅令第八十號を以て朝鮮總督府專門學校官制公布せられ、京城醫學專門學校を設置した。學校長は朝鮮總督府醫院長を以て之に充て、教授三名、助教授一名、書記一名を置き、總督府學務局の所管となつた。京城醫學專門學校規程(府令第二十七號)發布せられて總督府醫院附屬醫

を以て本校在學者徵集猶豫認可せられた。

大正六年本校卒業生は文官任用令に依り認定せらる(文部省告示第四號)馬糞山の東南麓に校舎を新築し、十二月醫化學藥物學教室、及生徒控所竣工した。大正七年八月特別醫學科を設け(勅令三百十三號)其卒業生は内地官立醫學專門學校卒業生と同等の資格を有することとなり、之を特科と稱して本科と區別した。本科卒業生は從來の如く單に朝鮮に限れる醫師の資格を有するものなり。十一月病理學教室竣工した。

大正八年二月學第百六十一號を以て醫學特科卒業生は京城醫學專門學校醫學士と稱することを得せしむ。大正九年二月學第百八十五號を以て生徒服制を定め、此時より角帽となり。大正十年十二月講堂及組織學實習室竣工した。

大正十一年二月初朝鮮教育令發布せられ、總督府京城醫學專門學校規程を定む(府令第五十號)入學資格を中學校卒業、又は新令の高等普通學校卒業のものとして之を本科生とし、別に入學資格を有せざる鮮人の爲めに特科を設け、大正五年日鮮人生徒數の制限を廢した。大正十二年五月内務省閣衛第八號を以て、本科卒業生は醫師法第一條の資格を有するものと認定せられた。

大正十三年三月學校長志賀潔は歐米各國に出張を命せられ、不在中教授佐藤剛藏學校

長事務取扱兼務を命せらる。五月文部省告示第二百九十號を以て本校卒業生(特科を除く)は、高等學校大學豫科と同等以上と指定せらる。十一月學校長志賀潔歸校に付、佐藤剛藏學校長事務取扱兼務を解かる。

昭和二年六月二十七日勅令第一九七號を以て朝鮮總督府諸學校官制中改正せらる。學校長志賀潔辭任し、教授佐藤剛藏は學校長を命せらる。

朝鮮に於ける醫育創始以來卒業生は左の如し。

明治三十五年	第一回	十九人	大正六年	第十二回	四十八人
同 三十六年	第二回	十三人	同 七年	第十三回	四十四人
同 三十九年	第三回	四人	同 八年	第十四回	四十人
同 四十年	第四回	十三人	同 九年	第十五回	二十七人
同 四十三年	第五回	五人	同 十年	第十六回	二十三人
同 四十四年	第六回	二十七人	同 十一年	第十七回	三十六人
同 四十五年	第七回	六人	同 十二年	第十八回	三十四人
大正二年	第八回	二十八人	同 十三年	第十九回	十九人
同 三年	第九回	三十八人	同 十四年	第二十回	十四人
同 四年	第十回	二十四人	同 十五年	第二十一回	三十三人
同 五年	第十一回	三十五人	昭和二年	第二十二回	二十八人

舊特科と稱し、大正十二年本科と改稱したる卒業生は、内地官立醫學專門學校卒業生と同等の資格を有するものなり。其數左の如し。

大正九年	第一回	二三人	大正十四年	第六回	六一人
同十年	第二回	一三人	昭和元年	第七回	六八人
同十一年	第三回	二一人	同二年	第八回	五七人
同十二年	第四回	三四人	計		三三八人
同十三年	第五回	六一人			

京城醫學專門學校に於ける教育の方針に關しては志賀校長は前述の如く第一に修身の授業に重きを措き、思想の善導上萬遺憾なきを期した。第二には醫學の教授法なり。即ち醫專從來の經驗と社會の狀況に察し、又我邦醫學の進歩を考へ、大正十一年教授會に於て協議したるもの左の如し。

一、京城醫專は朝鮮に於ける特殊機關であつて、實地醫家の養成を目的とすること。

二、實地醫家といふは日本の治療醫師たるの謂にして、日本醫學の授業を主とするは言ふを俟たない。而して之か教授には少壯なる研究的學者よりも醫學に達觀したる老練、熟達の師を希望する。

三、授業は國語なるべく、唯術語又は物名は外國語を教ゆることは差支ない。

四、基礎醫學は臨床醫學の基礎となるべき性質のものにして、即ち應用的基礎醫學を授ければ足りる。

五、從來の醫學は單に細胞の形態學を單位としたるは謬である。機能を離れて細胞はない。即ち生體の單位は細胞と其機能とである。授業の方針は茲に其基礎根原を置かねばならぬ。

六、講義の方法は筆記暗誦に流るゝの弊を杜き、推理と考察とによりて醫學を了解するに力むるを要す。

京城醫學專門學校々長を辭するに臨み同校生徒に訓示したる大要（昭和二年七月）

今回京城醫學專門學校令の改正がありまして、専任校長を置くこととなり、佐藤博士は校長たることを承諾されました。差當り校長事務取扱の辭令を受けられました。

朝鮮に於ける専門學校教育の必要なるは何人も認むる所であります。我醫專は、益々設備の完全を期すべきものあるの時に當り、専任校長を置かれたるは大に意義あることと考へる。又當局の方針も専門學校の完成を期するに在るは窺ひ知ることが出来るのである。總督府醫院が京城帝國大學醫學部の附屬醫院と爲るは既定の事實であります。從て茲に醫專附屬の醫院設置を要するに至りました。當局は赤十字社病院と聯絡を取りて此問題を解決せんとして居ります。而して

私は昨年四月京城帝國大學醫學部の部長を兼任するこゝまなり、醫學部及附屬醫院開設の爲めに努力して居ります。

以上の如き事情は醫專の専任校長を置くべき必要を生ずるに至り、昨年私は當局に向て其希望を開陳した所、幸に當局は此意見を採用して、茲に其官制の發布を見るに至つたのであります。

新任校長佐藤博士は明治四十三年日韓併合の後總督府醫院附屬醫學講習所の醫育課長となり、以來約二十年間教育に従事せられ、又私が本校々長在任中約六ヶ年の長きに亘り、教務主任の職に在りて私を補佐し、又私に代りて實務を取られたのであります。即ち新校長は本校の事務に最もよく精通し、又其手腕及力量に於て最適任者なるは世の定評ある所であります。今此佐藤博士を専任校長として迎へたるは、本校の爲めに大に祝福すべき所であります。而して茲に特に披露し置かんとする點は、佐藤校長は既に朝鮮の最高學府なる帝國大學の教授であるに係らず、多大の犠牲を拂ひ、其義俠的精神を以て國家の爲めに盡されんが爲めに、本校々長の重職に就かれたことであります。私は諸子と共に大に之を感謝せんとするものであります。

次に私は本校の兼任校長として在職中の重なる出來事を追懐し、又併せて私が本校教育に對する抱負の一端を披瀝せんと思ひます。

私は大正九年十月十五日着任してより、實に六年九ヶ月を經過しました。私の此間に於ける經歷は實に波瀾重疊のものであります。私は明治二十九年十二月東京大學を卒業し、直ちに傳染病研究所に入り、全く研究室裡に没頭し平和の生活を送つたので、世の風波に觸れなかつた。而して一朝朝鮮總督府醫院長といふ重要な職に就きしは頗る大膽なるこゝであつて、當時の總督府

醫院の狀態は大に院長の手腕を要するものがありました。私は微力此際に處して唯勢の間に
く順應し來つたに過ぎなかつたのであります。

私をして白状せしむれば私は醫院の事務よりは醫專の教育に興味を持って居りました。然るに醫
專に於て世間を騒がす如き大問題が次から次へ起て來たのは實に皮肉であつた感がある。私
の就任の翌春五月一日、私が自動車にて怪我したる日に、醫專全校生徒結束して久保教授排斥の
聲を上げた。私の枕元には全校生徒の請願書が現はれました。私は病床に在りて冷靜に事の成行
を考へて居つたが、黒田教授、稻本生徒監、飯島教授等の適當なる處置によりて解決し得たのであ
ります。私も退院後生徒一同に對し條理を盡して訓示し、圓滿なる解決を見たのであります。
其翌十一年全校の生徒は再び立ちて卒業生優遇、特科本科の差別撤廢を叫んだが、之も事なく
諒解した。同年十一月生徒數名が酒の上にて事件を惹起し、新聞の誇張宣傳に由りて世間の評判
さなりましたが、生徒一同は結束して立ち新聞の宣傳も遂に沈黙するに至つた。

然るに大正十三年四月には京城帝國大學豫科の開設を見るに至り、其前三月私は國際聯盟血清
會議に參列の爲め出發し、其冬十一月二十五日に歸城した。本校生徒は大學醫學部開設の目睫の
間に迫れるを見て、母校の運命に關し不安の念を起し、大正十四年六月請願書を校長及學務局長
に呈出した。私は之に對し充分なる説明を與へ、且私の意見を述べて本校の取るべき方針を示し
たのであります。

大正十五年に至り本校の將來及教育方針に關し、具體的の案を定むるの必要に迫り、學務當局は
本校を京城に存置することに決した。新任校長佐藤博士は此方針に由りて計劃を進められ、本校

の進運を圖らるゝこゝに信じます。

更に私は本校教育の方針に就き一言を費したい。私が本校校長として任に就きし時、毎週一時間修身を受持つこゝになつて居りました。然しながら私は朝鮮に於て専門學校生徒の思想を善導するには、専門教授を置くの正當なるを考へ、之を當局に圖り其養成を得て眞野教授を本校に迎へて倫理及哲學の授業を受持たるゝこゝになりました。

思ふに其當時の學生一般の思想は、政治論や社會論に走りて、科學的研究を眞に了解するものはなかつた。内地の明治初年の状態に大に似たるものありて、一時の止むを得ざる趨勢も考へましたが、私は之は朝鮮文化の爲に一大不幸を招來するものゝ信じ、銳意科學的研究の精神を鼓吹するを以て目標として進んだのであります。そこで私は修身時間の代りに毎週一時間つゝ本校三年四年生の爲めに、免疫學及血清學の講義を爲し、其間に於て學術研究の方法、其道程を説明して、實驗研究の精神を鼓吹したのであります。科學研究の興味は之によりて湧然として起つたのであります。

爾來我朝鮮に於ける科學研究は鬱然として勃興し、我醫專は卓然頭角を現はし、本校出身者中より尹治衡(大正七年卒業)俞日濬(同上)朴昌薰(大正八年卒業)及崔日文(大正五年卒業)白麟濟(大正十年卒業)の五名の博士を出さんゝ志、又既に論文提出せるもの數名あります。又總督府醫院に於ても研究勃興して、研究費の支出に困難を感じる程になつたのであります。又本校紀要は年毎に有益なる論文を掲載し、近時外國の醫界より大なる注目を拂はるゝに至りました。斯の如く私は朝鮮が日本の新領土として大に世界に名を擧ぐるに至りしこゝを、衷心より祝福して居ります。

次に本校卒業生の状況を一瞥するに、私の就任以來(大正十年四月以降六年間に於て入學者は内地人三八〇、鮮人二四五、合計六二五で、卒業者は内地人二〇六、鮮人二八六、合計四九二名であります。即卒業者は入學者の約八割(此數字は上記の數より直ちに割出し能はざるものなれども)に當つて居ります。卒業生は獨り鮮内のみならず内地に於ても大に歡迎せられ、或は官公立病院に入り、大學に入り、或は衛生技師、海陸軍醫となり、或は開業して居り、鮮内にては道立醫院、公醫技術官等に奉職し、或は開業して成効し、其他支那、滿洲、印度、南洋等まで發展して居ります。是等は皆、学校の誇りとする所にして、我校が朝鮮開發の爲めに大に貢獻しつゝあるは、本校の爲めに祝福すべきことであります。

終に臨み私は諸子に饒せんとするもの三あり。一に曰く學業に勵み、技術の習熟に心を用い。二に曰く誠實純正なる精神を以て奉公的觀念を養ひ。三に曰く科學的研究によりて朝鮮文化の向上を圖るこゝである。

本校生徒紛擾事件の概要 (大正十年六月)

事件の發端は去る五月二十六日解剖學教室備付けの研究用標本頭蓋底骨の紛失に基因せり。從來同教室にては第一學年生徒に講義せし箇所を、尙實物に就きて充分理解せしむる爲め、特に放課後助手監督の下に標本を供覽しつゝ有りしが、同日は恰も助手所用の爲め不在なりしも、本科生五名、聽講女生徒一名、特別科生四名見學に來れり。其の翌日に至り供覽せし以外の頭蓋底骨紛失せるこゝを發見せしも、物品の性質上普通の盜難は自ら其の趣を異にせる點あるにより、或

は研學に熱心なる生徒が無斷借用せるやも計られずと思惟し、同助手より第一學年本科特別科生徒一般に對し、若借用せる者あらば至急返納され度旨を傳へしに、特別科生徒中に、吾々日本人にはさる行爲を爲す者なしと云ひし者ありし由にて、本科生は之正しく吾々朝鮮人を侮辱せるものなりと解し、本科特別科生徒間に爭論を始めしも、學級主任及教務係の訓戒に依り此事件は全く鎮靜したり。

第二の事件は五月三十一日第一學年解剖學授業時間前、擔任教官久保教授は曩に研究上貴重な標本紛失のこもありたれば、本科特別科生徒一般に對し、南條博士の座右の銘を持ち來り、一場の訓話をなし、國民性の向上發展を切に希望する旨を述べたり。然るに本科學生中、同教授は國民性より推して此度の行爲を爲したる者は本科生なりと言へり、主張する者あり、此事第一學年以外の本科生の耳に入るや、彼等は久保教授は吾々朝鮮人全體を侮辱せる者なりと言ふに至り。六月一日午前第一學年本科生よりなる數十名の一團は、解剖學教室前に殺到し、久保教授に失言の取消を強要せしも、其の中二、三名の者に制せられて其の儘解散せり。然るに同日午後に至り、各學年本科生徒全部第一講堂に會合し、久保教授に對し朝鮮民族の劣等なる所以の説明を求むるこも、及び同教授を排斥すべきこもの二ヶ條を議決し、且其の回答を四十八時間内に與へんことを要求し、若此期限内に回答を得ずば學校も亦久保教授と同一意見なりと見做し、六月三日より本科生全部同盟休校を決行すべき由を口頭にて教務主任に申出でたり。教務主任は學生の此無謀の舉に驚き、翌日今回の事件に直接關係ありし本科第一學年生徒に對し、其の不心得を訓戒し、學校長の病氣全快鎖骨々折入院中の上、改めて學生の満足すべき説明を與へ充分の處置を取

るべきを傳へしも、學生は之に耳を傾けずして、遂に此日久保教授の解剖學の講義には出席せざりき。六月三日兎に角生徒側の誤解を解かんが爲め、各學年本科生徒を第一講堂に集め、久保教授より過日の訓話中諸君を侮辱する如き言辭ありしならば、そは自分の本意にあらざる故に、取消すの意にて釋明し、茲に第二の事件は落着したるものゝ認めたり。

然るに生徒側は最初彼等が強要せし久保教授の釋明にて満足せず。更に第三の事件を惹起せり。即ち六月四日本科生百九十四名の連判せる休學決行決議書なるものを呈出し、今日午前八時より一齊に同盟休學を決行せり。其の理由とすする處は主として久保教授が學會又は誌上にて發表せし學術上の研究業績を捉へ來り絶對に同教授を排斥せんとするにあり。

本校は六月五日府内在任の本科生徒父兄並に保證人の集會を乞ひ、本事件の狀況を報告し、其の意見をも聽取し、學生を訓戒するやう希望せり。

六月六日教務主任は本科生全部を講堂に集め、目下學校長病臥靜養中なるに付き、其の訓戒を傳へたり。其の全文左の如し。

「諸子今回の舉動は斷じて許すべからず。其の由て來る所を見るに、學術上の研究を感情的に解釋し、而して今回同盟團結して教授を排斥するに至つては、其の舉動甚だ穩當を缺く。學術上の事實は炳乎として易る所なかるべし。之を争はんには同じく學術上の根底なかるべからず。諸子の舉動は多數の力を以て學術の研究を排斥せんとするにあるが如し。最も非なり。唯諸子に同情せんとするは感情の點にあり。余の赴任以來久保教授の言動に關しては戒飾する所ありたれば、同教授も近時其の言行を慎みつゝありと信ぜらる。然るに諸子は一年或は數年前の事實を舉げて久

保博士排斥の論據をなさんごするは、校長の意志を解せざるも亦甚し。同盟休學の如きは斷じて不可なり。若し教授上に不満の點あれば、何故に其の時直に之を教務主任又は校長に具申せざるや。斯る教授上のことに關し同盟休學等の舉に出づる如きは、其の理由の如何に拘らず其の舉動斷じて許すべからず。

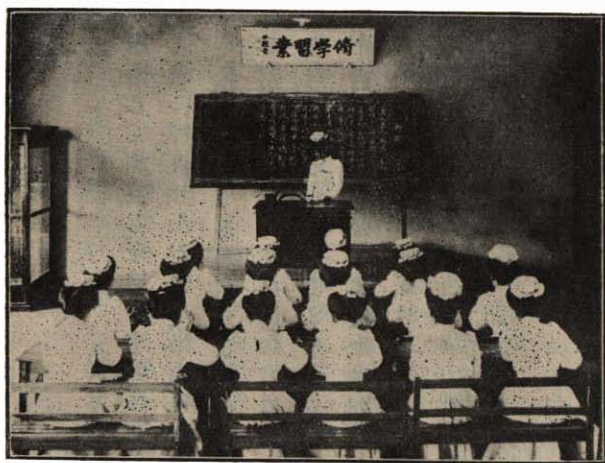
因て決議文を却下す

次に教務主任は尙此意味を敷衍して訓戒し、今回の事件に關し學校としては諸君の反省を促し汚點を残すことなく事件を圓滿に解決せんが爲め、出來得る限り寛大の處置を取り來りしも、尙此上諸君が反省することなく、休業を續くるが如きことあらば學校としては最早假借することなく、校規校則に従ひ斷然たる處置に出づれば、諸君は此際冷靜に考慮自省して、徒らに感情に驅られ、輕舉妄動し、將來の方針を誤るが如きことなきやう希望すとの意味を述べたり。然るに其の翌日に至るも一名の出席者なかりしかば、學校は校則の命する所に従ひ、今回事件の首魁を認めし者九名に退學を命し、其の他本事件に關係せし百八十五名に無期停學を命するの止むなきに至れり。校長は退院後生徒一同を講堂に集め、一場の訓戒を爲して事件は全く落着した。

看護婦助産婦養成狀況沿革

明治四十年光武十一年三月十日大韓醫院官制發布せられ、其の醫學講習所に於て醫師及藥劑師と共に、看護婦の養成を開始することに定められたれども、未だ實際其の教育を開始する運びに至らず。資格者を任用して院務に従事せしむるに過ぎざりき。越えて

明治四十三年八月日韓併合の結果、總督府醫院と改稱せられ、附屬醫學校に於ては従前の如く、朝鮮人醫師及産婆、看護婦の養成を行ふこととなつた。斯くて看護婦補充のため、愈々其の教育を開始したるは、明治四十三年三月内地人見習看護婦四名を採用したる時にあり、翌四十四年四月には朝鮮人看護婦生徒を、四十五年四月には朝鮮人助産婦生徒の募集を開始する等、着々教育事業の進展を見るに至つた。斯くて内地人見習看護婦の採用は明治四十三年四月に於て、設け醫官久慈直太郎を課長として養成事務を掌らしむ。即四月二十五日府令第三十五號を以て朝鮮總督府醫院及道慈惠醫院、助産婦看護婦養成規程發布せられ、修業年限を



(年四正大) 所成養婦護看院醫府督總

年三月より大正四年十一月に至る迄繼續し所定の期間實地に就きて教育を施したる後看護婦に採用す。其の人員實に五十一名に達した。而して大正五年四月醫院官制改正せられ、醫師の養成は京城醫學專門學校、助産婦及看護婦の養成は醫院の所管となりしを以て、醫院に醫育課を

助産婦科は一ヶ年看護婦科は一年半と定めらる。

大正六年三月、日本赤十字社朝鮮本部より看護婦の養成を委囑せられしを以て、四月より第一回生徒二十名を收容して教育を開始す。斯くて大正十五年十月赤十字社病院に於て救護員の養成を開始する迄、卒業生を出すこと實に十二回六十四名に達す。

大正八年八月醫育課長久慈醫官歐米出張を命ぜらるゝや、醫官莊鳳四郎をして課長代理たらしむ。

大正九年五月、警務局に於て全鮮診療機關充實の第一歩として、本院及大邱、平壤、咸興の各慈惠醫院に看護婦養成所を創設し、養成費を配付し、各養成所に専任主事を置き、學科並に教授時數の大改善を行ひ、教育内容を擴充して「よき看護婦」たると共に將來「よき家庭婦人」たらしめんがために、看護學科の教授時數を増加し、且從來の修身、國語、算術等の普通學科に、更に女子として必要なる家事、裁縫、作法を加へ、又課外として音楽、生花、茶湯等を加へて、趣味の啓培、品性の修養に資する等、文化的施設日を追つて實現せらるゝ機運に向つた。

是等看護婦養成所の卒業生は、各所管の道慈惠醫院に配當する計畫にして、本院は京畿、黃海、江原の三道慈惠醫院の所要看護婦をも併せ養成することに定められ、十月は其の

第一步として給費生五十名を募集する等、未曾有の盛況を見るに至つた。

大正九年十月醫育課を看護婦助産婦養成所と改稱し、翌大正十年五月、看護婦學科、及每週教授時數改正せられ、同九月醫院官制一部の改正ありて、新に教官一名を置き、京畿道視學淵上長利を任用して看護婦助産婦養成所主事とし、養成事務を掌らしむることゝなつた。

大正十一年五月二日總督府令第六十七號を以て看護婦助産婦養成規程改正せられ、入學資格は向上して年齢十六年以上、高等小學校及普通學校高等科卒業程度となり、修業年限も亦二ケ年に延長せられて、内地に於ける看護婦養成と敢へて遜色なき程度に達し、同年九月一日内務省令第二十三號を以て、今後の本所卒業生に對しては、内地共通の看護婦免許證を交付せらるゝことゝなり。茲に名實相副ふ斯界進展の一段落を劃するに至つた。

本所創設以來の各科卒業生を録して、過去十八年間の歴史を示せば左の如し。

看護婦科卒業生累年表

其ノ一

(昭和三年四月現在)

回数	入學年月		卒業年月		卒 業 朝 鮮 人	卒 業 內 地 人	卒 業 合 計
	明治	大正	明治	大正			
一	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	一	〇	一
二	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	九	〇	九
三	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	二	〇	二
四	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	六	〇	六
五	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	一	〇	一
六	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	四	〇	四
七	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	二	〇	二
八	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	六	〇	六
九	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	一〇	〇	一〇
一〇	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	九	七	一六
一一	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	二四	二	二六
一二	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	二	二	四
一三	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	一六	二	一八
一四	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	七	七	一四
一五	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	二四	七	三一
一六	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	一七	二	一九
一七	明治十四年四月	大正元年四月	明治十四年三月	大正元年三月	三三	四	三七

其ノ二

回数	入學年月		卒業年月		卒 業 朝 鮮 人	卒 業 內 地 人	卒 業 合 計
	大正	昭和	大正	昭和			
一八	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二七	二	二九
一九	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	三一	九	四〇
二〇	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二〇	五	二五
二一	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二三	四	二七
二二	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	一七	三	二〇
二三	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二八	四	三二
二四	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二八	四	三二
二五	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	一九	二	二一
二六	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二〇	三	二三
二七	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二五	三	二八
二八	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	四二〇	一〇六	五二六
二九	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二二	三	二五
三〇	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二二	二	二四
三一	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二〇	三	二三
三二	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	二九	四	三三
三三	大正十一年四月	昭和二年四月	大正十一年三月	昭和二年三月	九一	二	九三

助産婦科卒業生累年表

其ノ一

(昭和三年四月現在)

回数	入學年月		卒業年月		卒 業 朝 鮮 人	生 業 朝 鮮 人	合 計
	大正	大正	大正	大正			
一	四月	四月	五月	五月	〇	九	九
二	大正四月	大正四月	大正三月	大正三月	〇	二	二
三	大正三月	大正三月	大正四月	大正四月	〇	四	四
四	大正四月	大正四月	大正三月	大正三月	〇	一	一
五	大正四月	大正四月	大正五月	大正五月	〇	三	三
六	大正五月	大正五月	大正六月	大正六月	一	二	三
七	大正五月	大正五月	大正六月	大正六月	一	七	六
八	大正六月	大正六月	大正七月	大正七月	一	四	三
九	大正七月	大正七月	大正八月	大正八月	一	一	〇
一〇	大正八月	大正八月	大正九月	大正九月	一	二	一
一一	大正九月	大正九月	大正十月	大正十月	〇	一	一
一二	大正十月	大正十月	大正十一月	大正十一月	〇	二	二
一三	大正十一月	大正十一月	大正十二月	大正十二月	一	三	二
一四	大正十二月	大正十二月	大正一月	大正一月	二	四	六

其ノ二

回数	入學年月		卒業年月		卒 業 朝 鮮 人	生 業 朝 鮮 人	合 計
	大正	大正	大正	大正			
一五	大正十一月	大正十一月	大正十二月	大正十二月	一	二	一
一六	大正十二月	大正十二月	大正一月	大正一月	六	三	八
一七	大正一月	大正一月	大正二月	大正二月	二	一	三
一八	大正二月	大正二月	大正三月	大正三月	六	一	七
一九	大正三月	大正三月	大正四月	大正四月	一〇	二	一二
二〇	大正四月	大正四月	大正五月	大正五月	一〇	〇	一〇
二一	大正五月	大正五月	大正六月	大正六月	七	一	八
二二	大正六月	大正六月	昭和四月	昭和四月	五	一	六
二三	大正七月	大正七月	昭和五月	昭和五月	五	四	九
二四	昭和四月	昭和四月	昭和三月	昭和三月	四	二	六
卒業生 計	—	—	—	—	六四	六四	一二八
二五	昭和三月	昭和三月	在學 (中)	在學 (中)	九	一	一〇
二六	昭和四月	昭和四月	同上	同上	一〇	五	一五
在學 計	—	—	—	—	一九	六	二五

日本赤十字社朝鮮本部依託看護婦科卒業生累年表

内地人	卒業年月	入學年月	回数
一三	大正三 九月年	大正四 六月年	一
三	大正十 十月年	大正七 七月年	二
四	大正三十一 一月年	大正四 八月年	三
二	大正十一 十月年	大正八 八月年	四
七	大正三十二 二月年	大正四 九月年	五
四	大正十二 十二月年	大正九 九月年	六
三	大正十三 三月年	大正四 十月年	七
六	大正十三 三月年	大正十 十月年	八
六	大正十四 三月年	大正四 十一月年	九
五	大正十四 四月年	大正十一 十一月年	一〇
六	大正十五 五月年	大正四 十二月年	一一
六	大正十五 五月年	大正十二 十二月年	一二
六五			卒業生 累計

藥劑課の事務概要

總督府醫院官制發布の當時、藥劑課の職員は殆んど欠員なりしが、陸軍衛戍病院松村藥劑官は本院藥劑課長事務取扱となり、陸軍看護長を指揮し、臨時藥劑事務に當らしめた。同年十一月藥劑官國友保民及藥劑手數名新任したが、國友藥劑官は十二月病沒した。爾後寺田房吉、吉木彌三の二藥劑官を経て現藥劑官安本義久に至つた。藥局は開院の當初より普通施療の二部に分れてある。初め藥劑課の總建坪數僅に約五十一坪なりしが、大正八年本館内藥局の後方に約二十四坪を増築して、試験室並製劑室

に當て。大正十三年普通外來診察室の新築に伴ひ、此處に藥局及製劑室を設け、現在は總建坪約百五十四を有するに至つた。

藥劑課員は總督府醫院開設當初に於ては、藥劑課長一名、調劑手三名、助手三名なりしが、藥劑課業務の發展と共に漸次人員を増し、大正七年には、助手制を廢して藥劑手四名、書記一名、雇員三名となり、大正九年藥劑手五名となり、其後藥劑副手制を採り、現在の藥劑課長一名、藥劑手五名、藥劑副手七名となつた。

業務上に於ても次の統計年表の示す如く、年と共に處方箋數及び調劑數を増加した。大正十四年以降其の處方箋數減少したるは、統計の取り方が改正された爲である。

年 別	處方箋數	調劑數	同 年	同 年	同 年
明治四十三年	一三九、三三五	三〇八、八四三	同 九 年	二二六、六六八	四二四、九八九
明治四十四年	一九八、四二二	四三三、八四八	同 十 年	二五七、六六六	五四一、〇八九
大正元年	一九四、六七〇	三九八、〇九七	同 十 一 年	二九三、五六九	五九〇、三五六
同 二 年	一九三、五〇〇	四〇三、五九二	同 十 二 年	二八八、五三三	五八六、五四四
同 三 年	二〇八、八七一	四一九、〇八三	同 十 三 年	二五七、三〇四	四五五、一五二
同 四 年	一九六、三〇五	三五五、一五九	同 十 四 年	一三五、八八八	四六〇、四三二
同 五 年	一九四、四一八	三四四、二四五	昭 和 元 年	一三二、一三一	四四八、一八八
同 六 年	一九六、四三〇	三八九、三二二	同 二 年	一四三、八六四	五二二、八八八

大正十三年新築せる外來診察室の地下室には、製劑室を設け、動力を以て各種の製劑を調製し、大に能率を増進した。其他藥局關係の特種事項を研究し、或は藥局に於ける業務上の調査を行ひ、實績を擧ぐるに努め、昔日の觀を一新し得た。

事務及び經理

明治四十三年十月一日朝鮮總督府醫院官制發布せられ、大韓醫院庶務課長宇野宗一は其職を退き、松林鎮次郎は總督府醫院庶務課長に任せられた、爾來庶務課長の異動左の如し。

自明治四十三年十月一日	事務	松林鎮次郎	自大正十年三月一日	書記	吉田彌五右衛門
至同四十四年十一月廿七日	囑託		至同十年七月一日	書記	吉田彌五右衛門
自同四十四年十二月一日	醫員	大槻三磨	自同十一年七月一日	事務官	坂本直一郎
至同四十五年四月一日	高等官		至同十一年十一月四日	事務官	坂本直一郎
自同四十五年五月十七日	事務	大枝義祐	自大正十一年十一月四日	事務官	吉田彌五右衛門
至大正六年九月十二日	囑託		至昭和三年五月	事務官	吉田彌五右衛門
自同六年九月十二日	副醫官	莊鳳四郎			
至同十年二月十一日					

會計

本院の會計は明治四十三年十月一日總督府醫院官制實施の當時は、總督府特別會計中

に編入せられしも。明治四十五年度に至り、總督府醫院、慈惠醫院、濟生院の會計を併せて之を朝鮮醫院及濟生院特別會計とし、政府支出金、維持資金利子、恩賜公債より生ずる特別資金利子、並に醫院收入を財源として經理した。大正十四年度に至り此特別會計を廢し、總督府特別會計に屬し今日に及んだ。

明治四十三年十月一日以降十七ヶ年に亘る經費決算額は別表の如くにて、逐年患者並に職員の増加と、諸般施設の改善に依り著しく經費の膨張を來せるは、時勢の然らしむる所にして、又當然のことである。

總督府醫院歲出一覽表 (明治四十三年度へ十月以降ナリ)

年 度	歲 出 額	同 七 年 度	同 七 年 度
明治四十三年度	九八、四八三・九〇〇	同 七 年 度	三六九、七三一・二五〇
同 四十四年度	二四四、二八九・五九〇	大 正 八 年 度	四六九、三三五・七二〇
同 四十五年度	二〇八、〇〇九・四九一	大 正 九 年 度	六七九、八七二・九一〇
大正元年 度	二二六、三一三・八三〇	大 正 十 年 度	六六八、一三三・六六〇
同 三 年 度	二二三、七〇一・四〇〇	大 正 十 一 年 度	七〇二、五一九・九〇〇
同 四 年 度	二七八、二六一・二六〇	大 正 十 二 年 度	六八三、八〇五・〇九五
同 五 年 度	二九五、八六一・九九〇	大 正 十 三 年 度	七一五、二二〇・七九八
同 六 年 度	二八六、七五四・六九〇	大 正 十 四 年 度	六七七、三五四・三八四
		昭 和 元 年 度	六八二、〇八〇・八六一
		昭 和 二 年 度	六八九、七九七・九二四

巡視	園丁	大工	油差	火夫	醫師
四	一	一	一	五	一
六	一	二	一	五	一
畜丁	雜役婦	雜仕婦	雜役夫	給仕	小使
一	一	一	一	四	二〇
一	一	一	二	三	四〇

醫院收入

本院收入は總督府醫院官制實施以來十七ヶ年に亘りて取扱ひたる患者數及醫院收入別表の如くである。

患者延人員表 (四十三年度へ十月以降ナリ)

年度別(歴年調)	區別	普通患者	施療患者	同	同	同	同
明治四十三年度	外入 來院	四〇八六	一、二三五	同	外入 來院	一七八六七	九八七〇五
同 四十四年度	外入 來院	四〇四六七	二、二五五四	同	外入 來院	一八、九七七	一三、七四二
同 四十五年度	外入 來院	五〇、四三八	三、一九五九	同	外入 來院	七三、四二五	一〇、二六一
大正元年度	外入 來院	一五六七四〇	一〇七、七五五	同	外入 來院	一九六、五五四	八一、五二四
同 二年度	外入 來院	一五八、九九五	二二、七四〇	同	外入 來院	一八、二八一	九、〇六〇
同 三年度	外入 來院	一五六、三三七	二六、三九二	同	外入 來院	二五、三九二	五、三三三

同十年度	外入 來院	九〇五七九 二五六七八	八、八六四 二五二〇九	同十四年度	外入 來院	九六、八三七 三五八〇九二	八七五三 一七一、二五三
同十一年度	外入 來院	九二、六五三 三二七三七	六、四七一 二二、一四三	大正十五年度	外入 來院	九六、〇六一 三五、六三三	八、五四八 一七一、四七三
同十二年度	外入 來院	九五、一六八 三四五、四四五	六、五八一 一九五、八四九	昭和元年度	外入 來院	九四、〇五六 三九二、八三九	一一、四三九 一五四、五九二
同十三年度	外入 來院	九九、四五五 三六二、九六二	八、四四三 一三六、五八四	昭和二年度	外入 來院		

大韓醫院に於ける收價規程の主なるものを擧ぐれば左表の如し。而して日本人及外國人に對しては、朝鮮人に比し藥價其他五割増入院料十割増とし之を明治四十四年一月まで襲踏した。

等級	區分	名稱	藥價		摘要
			日本人及外國人	朝鮮人	
	入院料	日本及外國人	一分	一〇錢	小兒ハ凡テ八錢トス
	食料	日本及外國人	一分	一五錢	
	計	日本及外國人	二分	二五錢	
	入院料	朝鮮人	一分	一〇錢	小兒ハ凡テ五錢トス
	食料	朝鮮人	一分	一〇錢	
	計	朝鮮人	二分	二〇錢	

一	等	三八〇	一二〇	五、〇〇	一、七〇	八〇	二五〇
二	等	一七〇	八〇	二五〇	六五	六〇	一二五
三	等	九〇	六〇	一五〇	四〇	三五	七五

當時經費豫算中に施療患者費を計上せざりしを以て、韓國皇室より月壹千圓を下賜せられ、之を施療患者費として、普通患者同等の料金を國庫に納付せしめたるものである。明治四十四年二月以降の追加豫算に於て、患者其他の賄を請負とし、賄は患者之を任意撰定に改ためたる結果、左の如く入院料を改正し、一面施療患者費を豫算に計上し、廣く施藥救療の趣旨を徹底せしむることとした。

特	等	五、〇〇	二	等	一、五〇
一	等	二、〇〇	三	等	一、〇〇

鮮人特ニ、五〇

明治四十四年七月收價規程を改正して、三等鮮人の差別を撤廢した。更に從來規程なき往診、附添看護婦、助産婦派遣等の諸規程を設け、一般患者の便宜を計つた。

藥 價		區 分		摘 要	
名 稱	分 量	金 額	分 量	金 額	摘 要
頓 服 藥	一 包	一〇 錢	一 日 分	一五 錢	十三歲未滿ノモノハ半額
頓 服 藥	一 包	一〇 錢	一 日 分	一五 錢	同

外用藥入院料 一五錢

等級	區分	金額
特等	一日	五、〇〇
甲等	一日	二、〇〇
乙等	一日	一、五〇
		丁等
		一日
		一、〇〇
		、五〇

明治四十五年八月收價規程の改正を行ひ、摘要を削り、大小人の差別を廢した。

入院患者食物は、明治四十四年二月以來請負賄なりしも、治療上密接の關係ありて、之を患者の任意に委し難き事情あるを以て、賄官營の議起り、大正四年九月より之を實施し、入院料を左の如く改正した。

等級	區分	入院料	食料	計
特等	一人室	五、〇〇	一、五〇	六、五〇
甲等	二人室	二、〇〇	一、〇〇	三、〇〇
乙等		一、七〇	八〇	二、五〇
丙等		一、一〇	五〇	一、六〇
丁等		五〇	三〇	八〇

大正七年十二月當時物價騰貴に當り收價規程の部分改正を行ひ、收入増加を計つた。其

の主なるもの左の如し。

内服薬	一日分	十八錢	外用薬	一劑	十八錢
頓服薬	一劑	十五錢	消毒薬	一劑	十八錢

大正九年五月歐洲戦後の影響を受け、諸物價の騰貴は益々甚しく本院特別會計の財源窮乏を告げたるを以て、醫師會の規定と協調を圖り、再び收價規程の改正を行ふた。其の改正の主なるもの左の如し。

一、薬價

内服薬	一日分	二十五錢	外用薬	一劑	二十五錢
頓服薬	一劑	二十錢	消毒薬	一劑	二十五錢

一、入院料

等級	特等	六、〇〇	入院料	二人室	二、〇〇
	甲等	四、五〇		一人室	一、五〇
乙等	三、〇〇	食料	計	八、〇〇	
丙等	二、一〇		六、〇〇	六、〇〇	
				四、五〇	
				三、〇〇	
				一、五〇	

其他處置料、手術料等の最高額を増し、収入の増加を計つた。

大正十一年十二月に至り、前數ヶ年間に於ける財界の好況は一時に凋落し、本院の經理

頗る不安の狀況に陥りたるを以て規程改正を行ひ、藥價値下の方法を講し、爾來今日に及んだ。現在收價規程の主なるもの左の如し。

一、藥價

内服藥	一日分	二十錢	外用藥	一劑	二十錢
頓服藥	一劑	十八錢	消毒藥	藥液二千瓦迄	二十錢

一、手數料

手術	一回	一圓以上二百圓以下
----	----	-----------

一、處置料

齒科治療	一回	二十錢以上五十圓以下
其他ノ處置	一回	二十錢以上二十圓以下

一、入院料 (一日分)

特等	八、〇〇	乙等	三、〇〇
甲等	六、〇〇	丙等	二、〇〇
二人室	四、五〇	下上	一、五〇

一、往診料 (一回)

科長	五圓以上二十圓	醫員	三圓以上五圓
醫官	五圓以上十五圓	助産婦	一圓

本院の収入は醫院の擴張と發展とに従ひ、追年増加し來つた。而して大正十四年以降に於て稍々収入を減少したるは、財界の不振に伴ふものであるが、本院現時の施設として之に適當したる収入であると思はる。

醫院 收入 表 (四十三年八月以降)

年度別	收入金	大正八年度	三〇六、七八一
明治四十三年度	三三、三四二	同 九年度	四五六、九〇七
同 四十四年度	七七、二五六	同 十年度	四八三、四四六
大正元年度	九七、九五七	同 十一年度	五二二、五五四
同 二年度	一〇三、六一七	同 十二年度	五〇一、九八一
同 三年度	一一五、八五七	同 十三年度	五二四、一九五
同 四年度	一五一、二五五	同 十四年度	四九二、六七四
同 五年度	一八〇、三三八	昭和元年度	四八七、〇一三
同 六年度	一九二、五二八	同 二年度	四九六、三四四
同 七年度	二四三、一三二		

雜 件

一、牛乳 本院に於ける牛乳の供給状況を見るに、明治四十年大韓醫院開設當時は之が

供給者なきを以て個人より分譲を受け、若干使用したるのみにして、多くは「コンデンスミルク」を使用した。四十一年に至り畜産會社より供給を受けしも、是又需要を充すに足らず。同年七月荒井牧場を加へて兩所より供給せしめ、稍々需要を充たすに至つた。明治四十二年十二月に至り平山牧場が營業するに及び、上記三店の競争に依り漸く優良なる牛乳を豊富に供給し得るに至り爾來今日に及んだ。

二、水 廣濟院當時に在りては氷使用の實績詳ならず。明治四十年大韓醫院開設當時に至り之を使用したるものゝ如し。明治四十一年に至り羽田野茂人なるもの始めて氷販賣經營を爲し、一貫匁八錢にて納入した。爾來幾多の變遷を経て漢江天然氷經營者出て、昭和二年より京城に人造氷會社創設せられ、優良品の供給を得るに至つた。

三、洗濯 本院洗濯は廣濟院、大韓醫院を経て總督府醫院に至るまで、營業者と單價契約に依り之を辨し來りしも、患者並に職員の増加に依り、益々洗濯數量増加を來し。經濟上及衛生上を顧慮し、明治四十五年之を直營に改め今日に及んだ。

四、電燈 本院の電燈は大韓醫院建築設計に基き直營なりしも、石炭騰貴と職工等に多額の經費を要し、收支相償はざる狀況となり、一面京城電氣會社より特に低率の單價を以て供給方懇憑し來れるを以て、經濟上を顧慮し、大正六年より直營を廢し、同會社

の供給を受けた。

五、物品販賣店 入院患者日常所要雜品、其他の食料品は、大韓醫院時代より總督府醫院に移り、引續き市内よりの注文取に依り供給を受け、或は市中に於て用辨し來りしも明治四十五年に至り院内に物品販賣店を設け、賄請負人をして之を兼營せしめ、大正四年請負賄制度を改めて之を官營とし、物品販賣店を獨立經營として今日に及んだ。

六、附添婦 大韓醫院より總督府醫院開院當時に於ける入院患者附添婦は、患者の任意備入れに委せ來りしも、種々の事情を生したるに由り、其取締上明治四十五年之を物品販賣所に取扱はしめ、庶務に於て監督指導の方法を講じた。大正十三年に至り庶務に附添婦係を設け、者の利便を計つた。

七、食堂 職員の食堂は大韓醫院以來本館内に之を置き、本院賄所より之を供給し來りしも、職員の増加に伴ひ、食堂の狹隘を告げ、且つ患者増加に伴ひ、見舞人等の出入激増し、内外の要求に應ずる能はざるの状態に陥りたるを以て、大正十五年九月平山政十の寄附に係る食堂を建設し、一般外來者及職員等に對し喫茶及食事の供給をなさしむ。而して此經營は建物寄附者たる平山政十に請負はしむ。

昭和三年五月十日印刷

昭和三年五月十二日發行

朝鮮總督府醫院

印刷所 近澤印刷部

